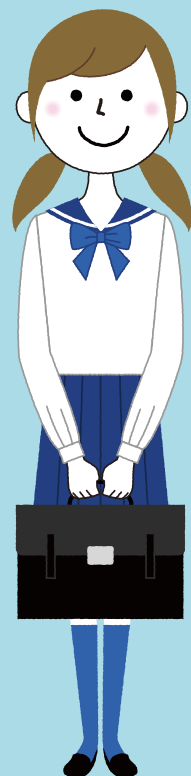
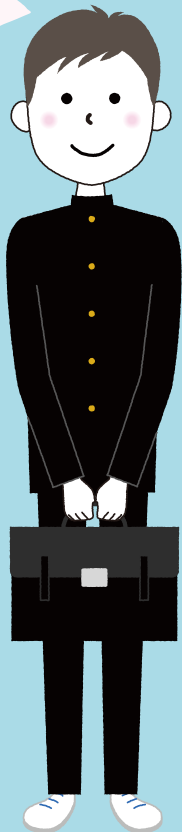


第2期  
桜井市

# 子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月  
桜井市



## はじめに

平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」の開始から、はや 5 年がたちました。

この間、桜井市におきましては、ファミリー・サポート・センター事業の開始、学童保育所の増設や、民間事業者による地域型保育事業の開始など、子育て世代の支援施策を展開してまいりました。また、桜井駅南口のエルト桜井におきましては、令和の年号の開始とともに「ひみっこパーク」を開設し、こどもたちの元気な笑顔を見ながら新しい時代のスタートを切ることができました。



しかしながらわが国では、昨今、あらゆる分野において人材不足が課題となっており、子育て世代の保護者の方々も貴重な労働力として期待されています。子どもを就学前施設や学童保育所に預け、多種多様な子育て支援サービスを利用しながら安心して働ける、このような環境整備が国を挙げて求められています。

この計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの子ども・子育て支援事業について展望するものですが、今後も社会情勢は目まぐるしく展開することと思います。その時々、必要とされる子育て支援サービスを提供できるよう、精一杯がんばってまいります。

結びになりますが、この計画を策定するにあたり、日々子育てに追われる中で時間を割いてニーズ調査にご協力いただいた保護者のみなさま、日々それぞれの場で子ども・子育て支援に携わりながら子ども・子育て会議にご参加いただいた委員のみなさま、その他の関係者のみなさまに貴重なご意見をいただいたことを感謝申し上げますとともに、今後も桜井市の子どもたちの未来のため、ご理解ご協力、何卒よろしく願いいたします。

令和 2 年 3 月

桜井市長 **松 井 正 剛**





# 目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の対象	2
5. 住民の意見の反映と情報公開	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	3
1. 近年の人口の推移と割合	3
2. 人口構造	4
3. 出生の状況	5
4. 自然動態と社会動態	6
5. 子どものいる世帯の状況	7
6. 婚姻の状況	9
7. 女性の就業状況	10
8. 人口の推計	11
9. 子どもの人口推計	12
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況	14
1. 幼児教育・保育サービスの状況	14
2. 地域での子育て支援サービスの状況	15
3. 小学生児童への支援サービス	17
4. 小中学校の状況	18
5. 乳幼児健康診査・相談業務の状況	19
6. 児童虐待の状況	20
7. 経済的支援の状況	21
第4章 ニーズ調査結果と計画策定の視点	22
1. 調査概要	22
2. 結果概要	23
3. 計画策定における様々な視点	35
第5章 基本理念と施策体系	37
1. 第2期計画の基本理念	37
2. 基本的な視点	38
3. 計画の基本目標	39
4. 施策体系	40

第6章 施策の展開	41
1. 安心して子どもを生み、育てるための環境づくり	41
2. 子育てを取り巻く生活環境の充実	46
3. すべての子どもと子育て家庭への支援	52
第7章 量の見込みと確保方策	55
1. 教育・保育提供区域の設定	55
2. 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策	55
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	59
第8章 計画の推進体制	68
1. 子ども・子育て会議の開催	68
2. 庁内体制の整備	68
3. 地域における取組や活動の連携	68
4. PDCAサイクルによる検証	68
資 料	69
1. 桜井市子ども・子育て会議条例	69
2. 桜井市子ども・子育て会議 委員名簿	71
3. 計画策定の経緯	72

# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

桜井市では現在、「桜井市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」と言う。）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開しています。

しかし、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加により、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、子育て家庭への支援を一層強化することが求められる現状となっています。今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、親がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要となります。国際化の進展に伴い、帰国子女や外国人の子どもと保護者への対応、また児童虐待の防止対策も必要とされています。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の更なる充実と、子どもたちが健やかにたくましく成長できる様々な面での環境整備のため、第1期計画の理念を引き継いだ「第2期桜井市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」と言う。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、総合計画などの上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」、及び「母子保健計画について」（平成26年6月17日厚生労働省通知）に基づく「母子保健計画」については、桜井市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

## 3. 計画の期間

第2期計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
桜井市子ども・子育て支援事業計画					第2期桜井市子ども・子育て支援事業計画				

## 4. 計画の対象

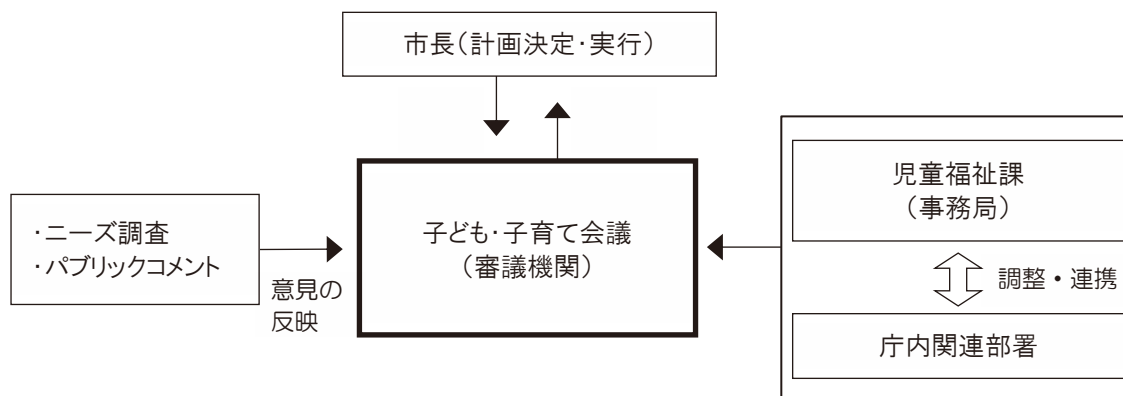
本計画における「子ども」とは、主に乳幼児から 18 歳未満または高等学校卒業までの児童生徒とし、障がい・疾病・虐待・貧困など社会的に支援が必要な子どもとその家族を含めて、市内に在住するすべての子どもと子育て家庭を対象とします。

## 5. 住民の意見の反映と情報公開

本計画は市民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

### (1) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接かかわることができる仕組みです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、第2期計画策定に関する協議・検討を行いました。



### (2) 「ニーズ調査」の実施

第2期計画の策定に必要な基礎資料を得るため、就学前児童及び小学生児童を扶養している世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は、第2期計画の策定及び今後の子育て支援施策などを立案するための基礎資料として利用しました。

### (3) パブリックコメントの実施

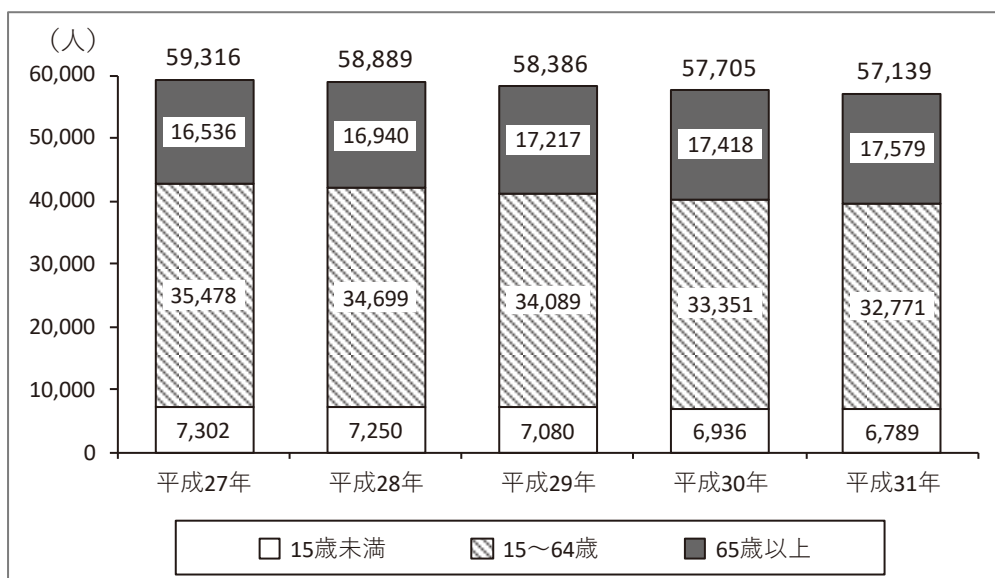
計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1. 近年の人口の推移と割合

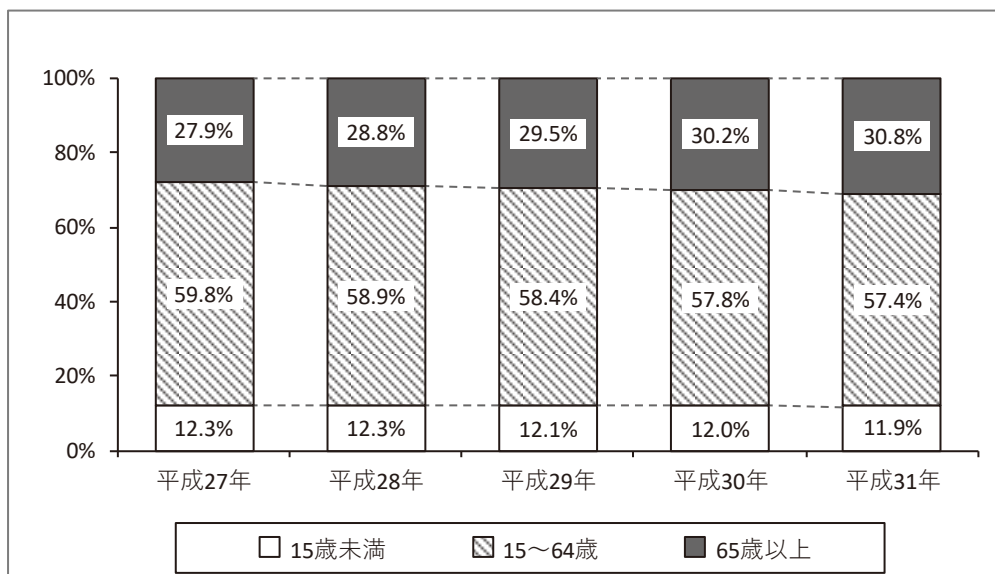
年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少及び老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が年々進んでいます。

#### ◆人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

#### ◆人口の割合◆

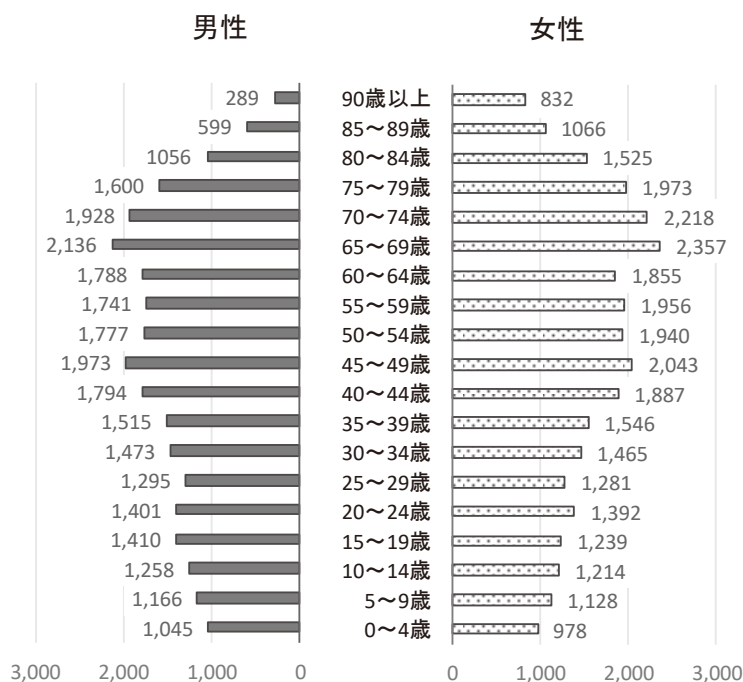


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

## 2. 人口構造

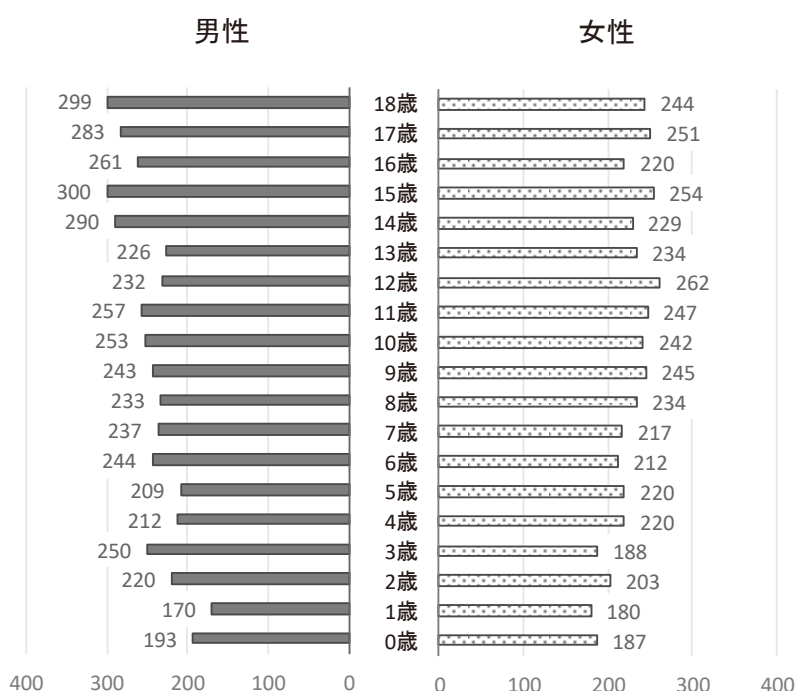
全体では、団塊の世代である65～74歳と団塊ジュニアである45～49歳の人口が多く、0～9歳の子どもと25～29歳の人口が少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級別でみると、年齢が低くなるにつれてやや減少の傾向となっています。

### ◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

### ◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

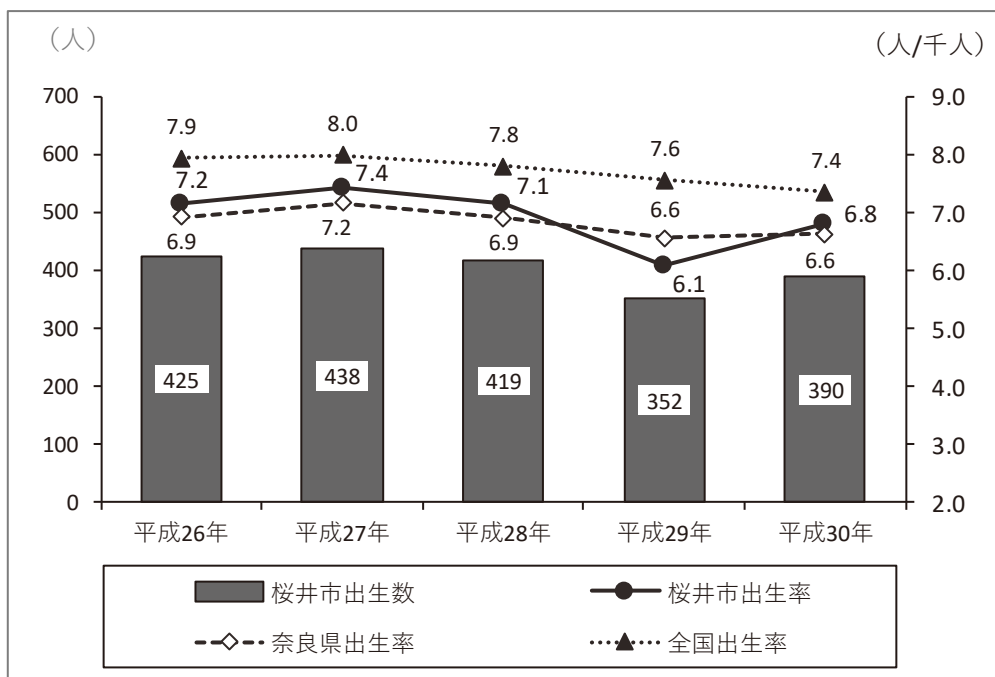


資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

### 3. 出生の状況

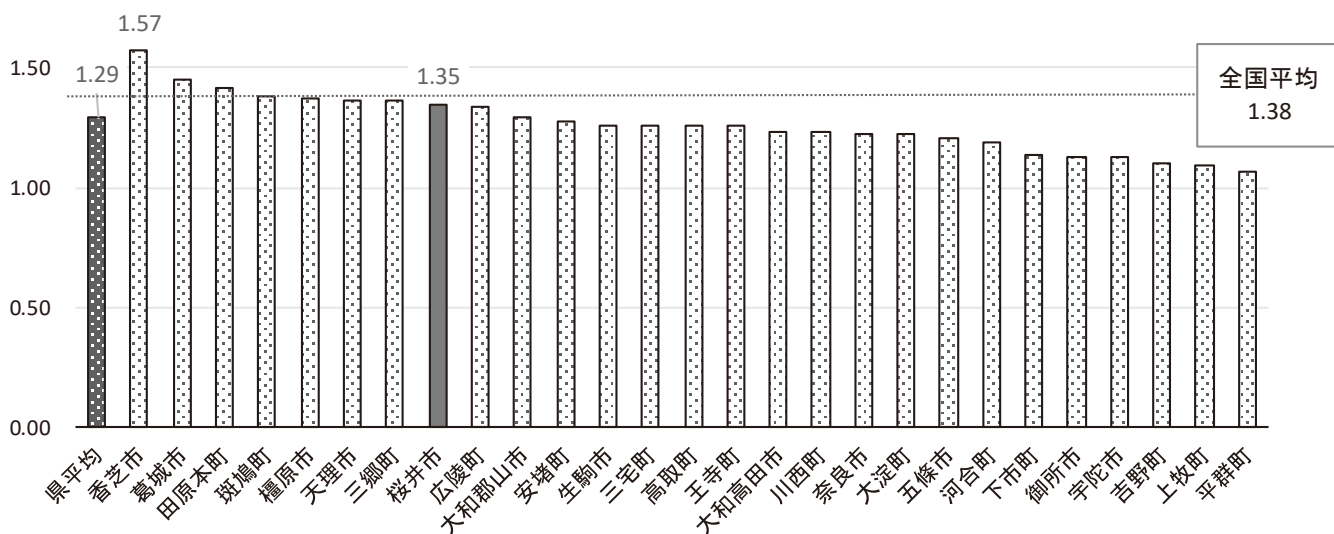
出生数・出生率ともに、近年は横ばいでしたが、平成29年は減少しました。また、合計特殊出生率は、桜井市は全国よりは低いものの県内市町では7番目に高くなっています。

#### ◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

#### ◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

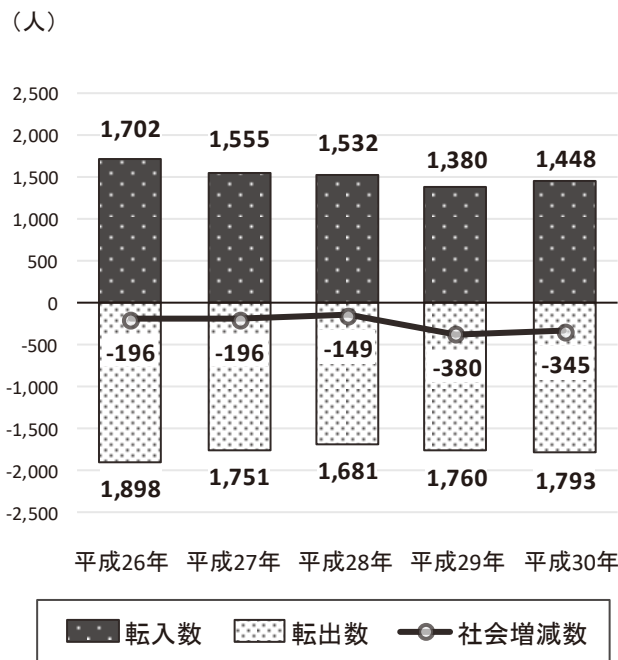
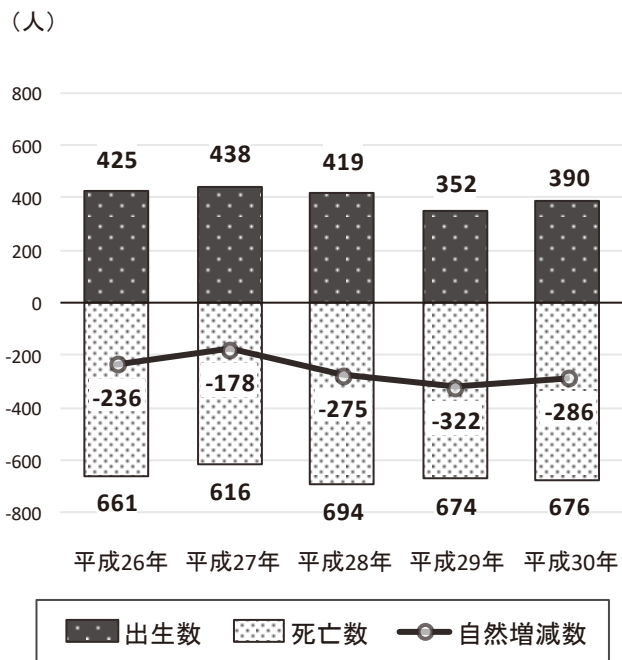


資料：人口動態統計特殊報告（H20～H24の値）

## 4. 自然動態と社会動態

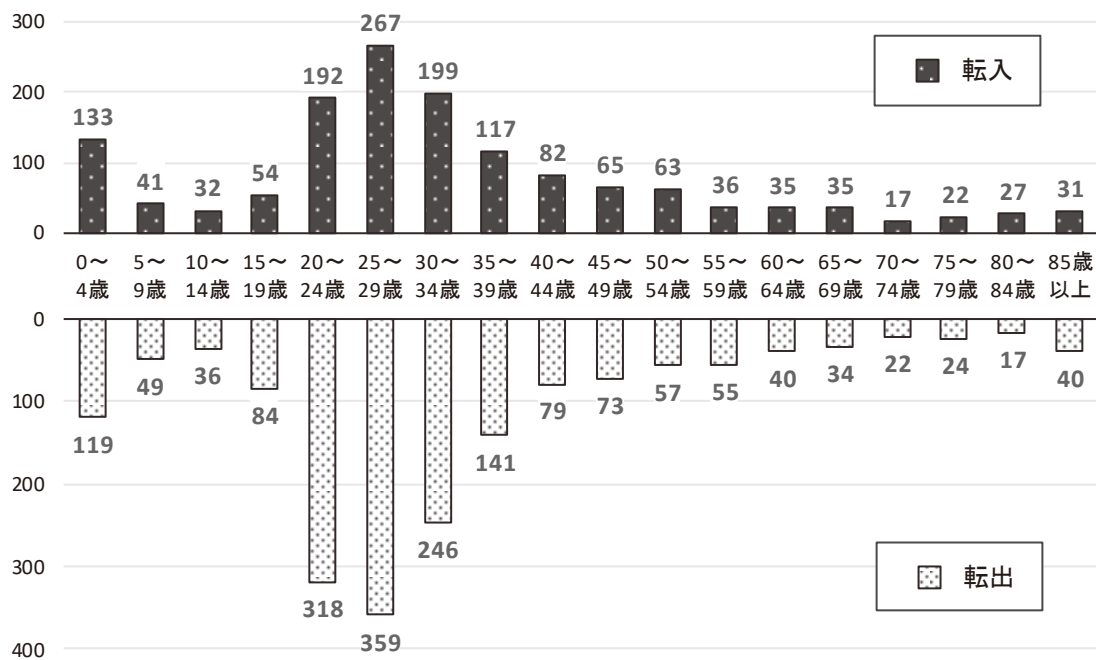
自然動態（出生数と死亡数の差）・社会動態（転入数と転出数の差）ともに減少で推移しています。また、5歳階級別の転入と転出をみると、0～4歳は転入が多く、15～39歳の転出が多くなっています。

### ◆自然動態と社会動態◆



資料：住民基本台帳

### ◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆



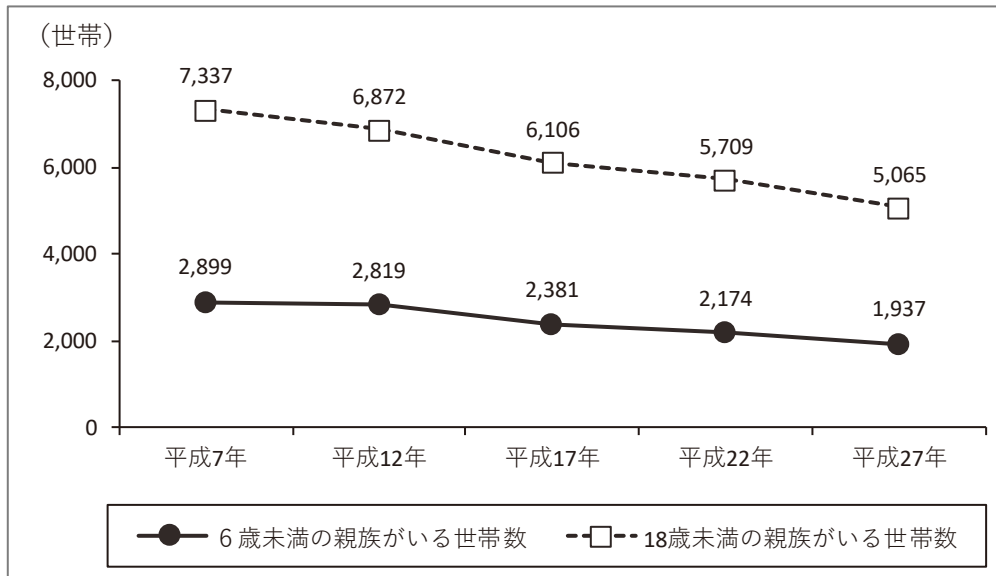
資料：住民基本台帳人口移動報告（平成30年）



## 5. 子どものいる世帯の状況

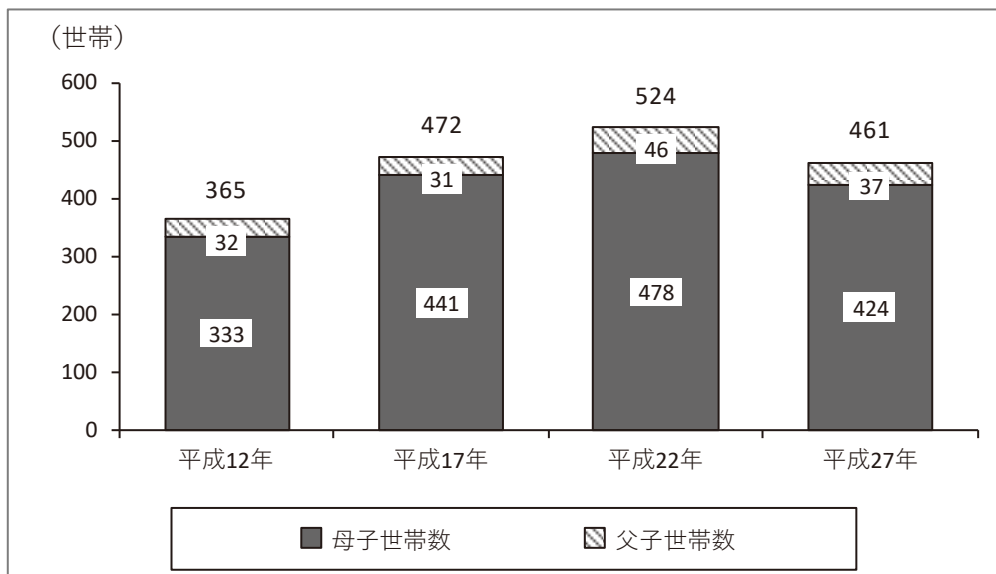
子どものいる世帯数は減少傾向にあり、ひとり親世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年は減少に転じました。

◆子どものいる世帯数◆



資料：国勢調査

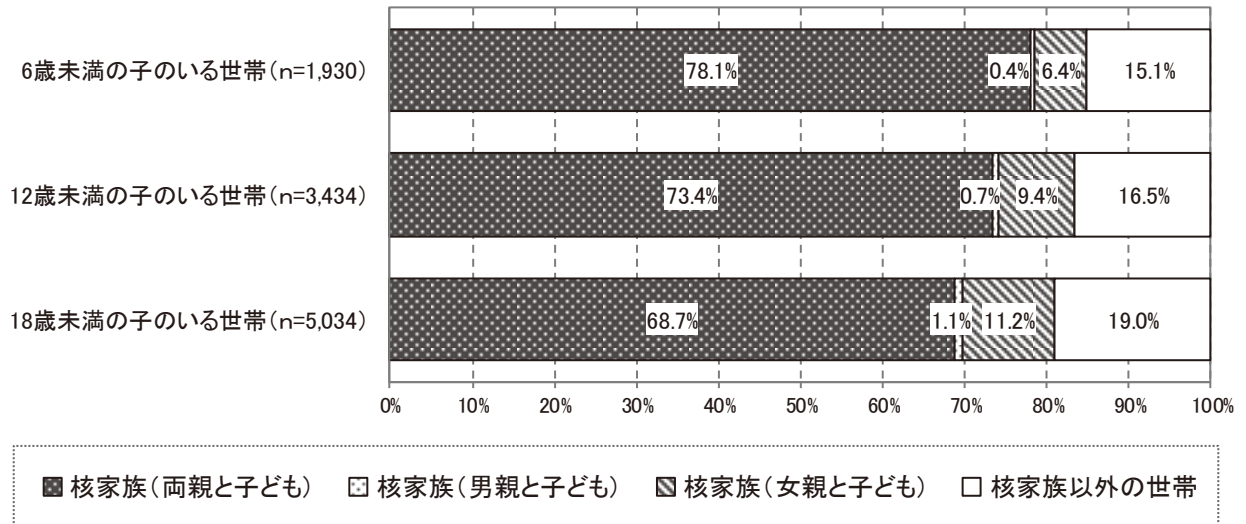
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

また、子どものいる世帯の家族形態をみると、80%以上が核家族となっており、6歳未満の子のいる世帯では6.8%、18歳未満の子のいる世帯では12.3%でひとり親世帯となっています。核家族やひとり親世帯への子育て支援の充実が一層求められます。

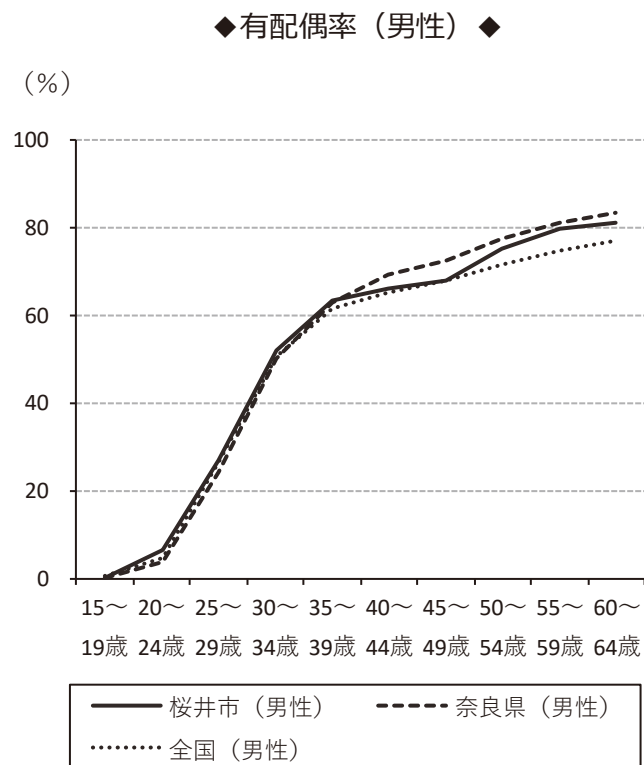
◆子どものいる世帯の家族形態◆



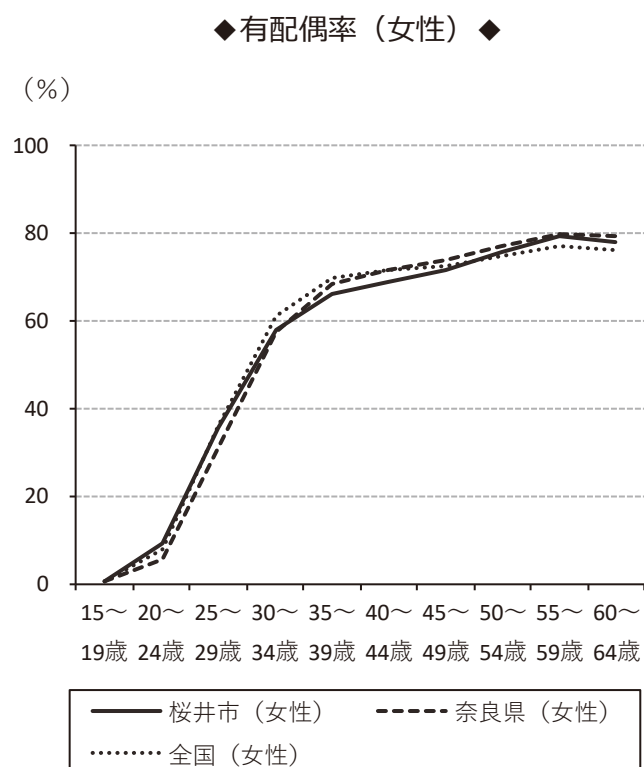
資料：国勢調査（平成 27 年）

## 6. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、全国及び県と比べて、男性・女性ともにほぼ同様となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

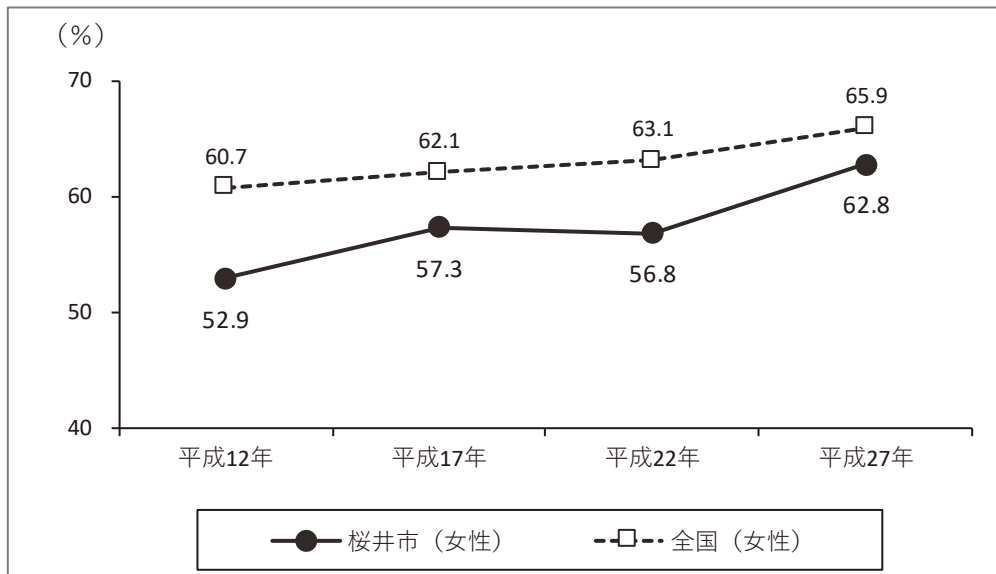


資料：国勢調査（平成27年）

## 7. 女性の就業状況

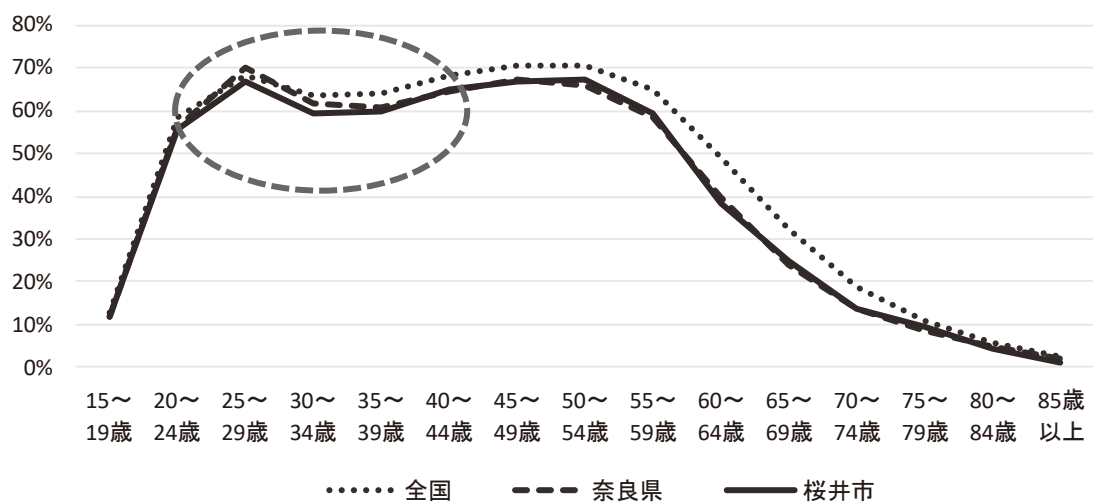
女性の子育て世代（25～44 歳）の就業率をみると、全国平均より低く推移しており、年齢別に女性の就業率をみると、県とほぼ同率ながら全国と比べて低くなっています。また、25～44 歳では、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M 字カーブ」が見えることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに一層取り組んでいく必要があります。

◆就業率（女性：25～44 歳）◆



資料：国勢調査

◆女性の就業率（5 歳階級別）◆

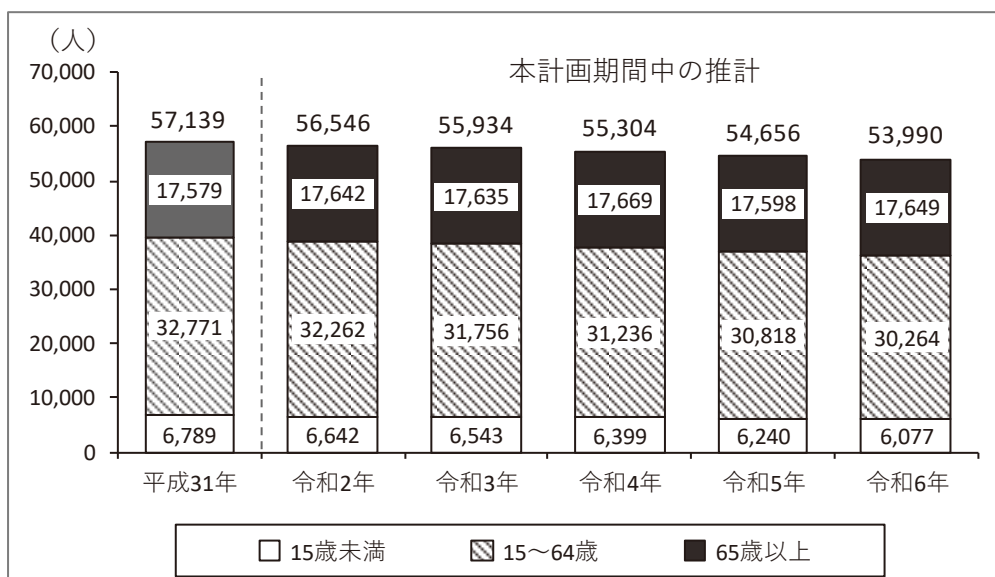


資料：国勢調査（平成 27 年）

## 8. 人口の推計

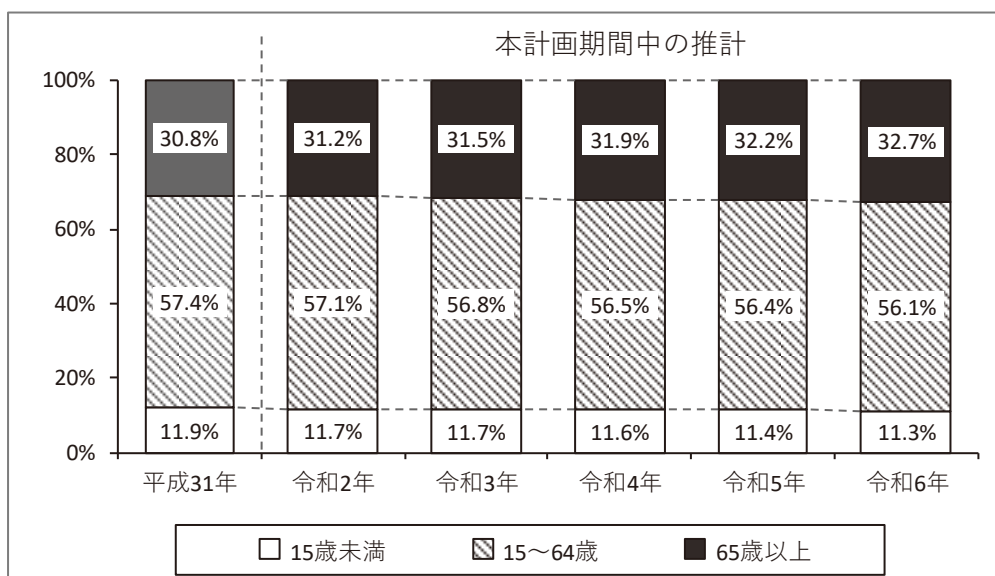
第2期計画期間中の人口推計をみると、全体の人口減少が進行するとともに、三区分別人口の割合から少子高齢化も進行することが予想されます。

### ◆人口の推移（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

### ◆人口の割合（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

## 9. 子どもの人口推計

第2期計画期間中の子どもの人口推計をみると、出生数の減少に伴い子どもの人口も年々減少していくことが予想されます。

### ◆子どもの人口推計◆

	実績	本計画期間中の推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	380	364	354	344	335	324
1歳	350	387	371	361	351	341
2歳	423	348	385	369	359	349
3歳	438	427	351	389	372	362
4歳	432	441	430	353	392	374
5歳	429	426	436	424	349	387
就学前児童計	2,452	2,393	2,327	2,240	2,158	2,137
6歳	456	428	425	435	423	348
7歳	454	458	429	426	437	424
8歳	467	454	458	429	426	438
9歳	488	468	455	460	430	427
10歳	495	490	470	457	461	432
11歳	504	494	488	469	456	460
小学生児童計	2,864	2,792	2,725	2,676	2,633	2,529
12歳	494	501	492	486	467	454
13歳	460	496	503	494	488	469
14歳	519	460	496	503	494	488
中学生計	1,473	1,457	1,491	1,483	1,449	1,411
15歳	554	521	461	497	505	496
16歳	481	551	518	459	495	502
17歳	534	482	552	519	460	496
高校生計	1,569	1,554	1,531	1,475	1,460	1,494
合計	8,358	8,196	8,074	7,874	7,700	7,571

資料：住民基本台帳（平成27～31年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

## ◆桜井市をめぐる現状◆

### 人口の推移や人口構造による視点

本市では近年、高齢者（65歳以上）は増加する一方で、65歳未満の人口減少が進んでおり、結果として少子高齢化が進んでいます。人口構造では20歳代後半が少なくなっていますが、出生率は近年、国と比べて低いものの県と同程度に推移していることから、子を生み育てやすい環境整備に引き続き取り組むことで出生数の向上を図っていく必要があります。

### 自然動態・社会動態による視点

近年、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、社会動態（転入数と転出数の差）も減少で推移しています。転入と転出のバランスは20～30歳代で転出超過が見られることから、市に生まれ育った若者が市に留まりやすい環境整備が求められます。

### 家族構成による視点

子どものいる世帯のうち核家族の割合は8割以上となっており、ひとり親世帯への支援も含めて、子育て家庭の核家族化を認識した様々な支援を行っていく必要があります。

### 婚姻や女性の就労状況による視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44歳）でみると、国や県と比べて、男性・女性ともにほぼ同様となっています。また、子育て世代の女性の就業率は近年高まりが見られ、子育て家庭における共働き世帯の増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

### 人口推計による視点

全体として、人口減少・少子高齢化の流れは変わることなく、18歳未満の人口についても平成31年と本計画期間終了の令和6年を比較すると、1割程度の減少が見込まれています。

人口推計は厳しい見通しではありますが、子どもの人口減少の主な原因は出生数の低下であることから、子どもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められます。

## 第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況

### 1. 幼児教育・保育サービスの状況

#### ■ 幼稚園の状況（令和元年5月1日現在）

（単位：人）

			満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
幼稚園	公立	桜井市立三輪幼稚園	-	25	24	25
		桜井市立桜井西幼稚園	-	-	4	10
		桜井市立桜井南幼稚園	-	39	35	42
		桜井市立安倍幼稚園	-	-	12	11
		桜井市立織田纏向幼稚園	-	25	21	22
	私立	さくら幼稚園	3	37	37	50
		畿央大学付属幼稚園	0	8	12	13
		育成幼稚園	1	4	2	3
大三輪幼稚園		0	10	13	20	

（資料：桜井市学校教育課）

#### ■ 保育所・認定こども園の状況（令和元年9月1日現在）

（単位：人）

			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育所	公立	桜井市立第1保育所	13	22	23	37	43	25
		桜井市立第2保育所	5	19	26	28	32	38
		桜井市立第3保育所	7	9	17	19	16	17
		桜井市立第5保育所	5	9	12	18	18	17
		市外委託	0	0	3	2	1	0
	私立	飛鳥学院保育所	25	47	69	66	73	69
		桜井学園	13	27	42	40	45	46
		ドリーム保育園（地域型）	5	6	9	-	-	-
		ひなたぼっこ保育園（地域型）	0	2	2	-	-	-
		市外委託	4	6	6	6	14	7



			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
認定こども園	公立	市外委託(保育認定)	0	0	0	0	1	0
	私立	桜井認定こども園三輪学園(保育認定)	14	27	27	20	15	6
		桜井認定こども園三輪学園(教育認定)	-	-	-	1	2	0
		市外委託(保育認定)	1	1	2	1	1	1
		市外委託(教育認定)	-	-	-	0	0	0

(資料：桜井市児童福祉課)

## 2. 地域での子育て支援サービスの状況

### ■ 地域子ども・子育て支援事業の状況

国が定める地域子ども・子育て支援事業について、子育て家庭のニーズに応えられるよう、適切に取り組んでいます。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域子育て支援拠点事業	延利用者数	10,720	13,982	13,666	13,101
一時預かり事業※1	延利用者数	-	55	134	190
一時預かり事業（民間施設分）	延利用者数	222	74	259	117
利用者支援事業	設置数	1	2	2	2
ファミリー・サポート・センター※2	延援助回数	-	314	384	962
乳児家庭全戸訪問事業	訪問数	424	408	353	366
ショートステイ	延利用件数	24	12	58	58
トワイライトステイ	延利用件数	416	289	190	111
延長保育事業	利用者数	675	958	884	863
病児保育事業	延利用者数	126	144	157	196
幼稚園における預かり保育	延利用者数	25,868	26,113	31,098	26,676
妊婦健康診査	延健診回数	5,455	5,019	4,580	4,664
養育支援訪問事業	延利用者数	93	165	105	55

(資料：桜井市けんこう増進課・児童福祉課・こども未来課・学校教育課)

※1 一時預かり事業は、平成29年1月から実施

※2 ファミリー・サポート・センターは、平成28年度から実施

## ■ 市独自の子育て支援事業

### ● B P プログラム事業

生後2～5か月の第1子の子育てする母親を対象に、少し早めの子育ての知識と仲間づくりを目的として、4回講座の参加者中心型プログラムを実施しています。(平成28年10月から実施)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
B P プログラム事業※	延組数	-	35	70	55

(資料：桜井市けんこう増進課・こども未来課)

### ● ミニつどいの広場

地域とのつながりの希薄化による、子育ての負担感・不安感の軽減を目的として行う出張つどいの広場です。保育士が開催し、地域の方と子育て中の親子をつなぐお手伝いをします。子育て相談、子育ての情報提供も行います。毎月1回、地域の公民館等を利用して開催しています。

### ● 親子ふれあい教室

生後1歳6か月以降、子どもとの関わり方に不安をもつ保護者、子どもの発達に気がかりさをもつ保護者を対象に遊びを中心とした親子で参加する年齢別の教室です。保育士が教室を運営し、臨床心理士・作業療法士に相談もできます。

## ■ 母子保健に関する事業

妊娠6か月から妊娠9か月までの妊婦と家族(はじめて父親となる人)を対象に、妊婦体験、育児体験を行う「パパママ教室」、妊娠4～8か月までの妊婦が妊娠・出産・育児について楽しみながら学ぶ「マタニティ教室」など、母子の健やかな成長を育む教室を開催しています。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
パパママ教室	回数	6	6	6	6
	延組数(延人数)	44(88)	52(104)	45(90)	49(98)
マタニティ教室	回数	6	6	6	6
	延人数	78	113	88	93
もぐもぐ教室	回数	9	9	9	9
	延人数	88	96	82	86

(資料：桜井市けんこう増進課)

### 3. 小学生児童への支援サービス

#### ■ 学童保育所の状況（各年度5月1日現在）

共働き世帯などの子どもを、放課後、土曜日、夏季・冬季の学業休業日において預かり、子育て家庭への支援と子どもの健全育成を図る事業です。

桜井市内全ての小学校の敷地内に学童保育所を設置することができていますが、今後も子育て家庭のニーズの高まりに応えられるように整備と内容の充実を図っていきます。

（単位：人）

保育所名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
城島	73	81	87	90	93	定員60→90名(H29.4～)
安倍	65	70	68	70	64	
桜井西	78	73	85	86	98	
朝倉	32	33	37	41	38	
三輪	42	36	30	34	43	
桜井南	56	60	79	69	62	
大福	48	50	70	62	70	定員50→70名(H29.4～)
初瀬	20	27	31	27	18	
織田	17	19	25	28	31	
纏向	18	26	29	28	30	
飛鳥	26	38	43	-	-	平成29年9月まで
桜井	-	-	-	51	48	平成29年10月に開設
合計	475	513	584	586	595	

（資料：桜井市児童福祉課）

## 4. 小中学校の状況

### ■ 小学校の状況（各年度5月1日現在）

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	桜井市立桜井小学校	198	192	189	203	195
	桜井市立城島小学校	404	420	415	419	401
	桜井市立安倍小学校	406	392	368	374	362
	桜井市立朝倉小学校	167	168	161	155	154
	桜井市立大福小学校	313	340	345	354	363
	桜井市立初瀬小学校	103	98	99	94	83
	桜井市立三輪小学校	218	203	183	178	172
	桜井市立織田小学校	165	151	147	141	135
	桜井市立纏向小学校	187	160	154	152	148
	桜井市立桜井西小学校	447	436	443	433	426
	桜井市立桜井南小学校	353	359	368	363	380
合計		2,961	2,919	2,872	2,866	2,819

（資料：桜井市学校教育課）

### ■ 中学校の状況（各年度5月1日現在）

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	桜井市立桜井中学校	604	621	630	629	600
	桜井市立桜井東中学校	125	136	120	127	118
	桜井市立大三輪中学校	270	286	284	274	245
	桜井市立桜井西中学校	349	342	324	334	341
合計		1,348	1,385	1,358	1,364	1,304

（資料：桜井市学校教育課）

## 5. 乳幼児健康診査・相談業務の状況

### ■ 乳幼児健康診査の状況

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4 か月児 健康診査	健診回数	12	12	12	12
	延人数	416	427	358	374
10 か月児 健康診査	健診回数	12	12	12	12
	延人数	434	426	391	353
1 歳 6 か月児 健康診査	健診回数	24	24	24	24
	延人数	381	427	385	362
2 歳 6 か月児 歯科健康診査	健診回数	12	12	12	12
	延人数	435	363	398	386
3 歳 6 か月児 健康診査	健診回数	24	24	24	24
	延人数	423	438	356	405

(資料：桜井市けんこう増進課)

### ■ 相談業務の状況

#### ●すくすく相談

1 歳 7 か月未満の子どもを対象に、事前予約不要で保健師・助産師、栄養士が相談に応じる「すくすく相談」など、子育てに関する相談事業を実施しています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
すくすく相談	9 か月未満	実施回数	12	12	12
		延人数	212	282	365
	9 か月～ 1 歳 7 ヶ月	実施回数	12	12	12
		延人数	70	129	118

(資料：桜井市けんこう増進課)

## ●家庭児童相談

妊婦や18歳未満の子どものいる家庭のすべての相談に相談員が電話や来所、訪問で対応します。必要に応じて、継続的に支援するとともに、適切な機関につなぐなどして切れ目ない支援を行います。

(単位：延人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家庭児童相談	432	524	531	499

(資料：桜井市こども未来課)

## 6. 児童虐待の状況

### ■ 児童虐待の状況

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要保護児童	180	192	148	138
要支援児童	222	277	323	298
特定妊婦	30	37	36	29
合計	432	506	507	465

(資料：桜井市こども未来課)

### ■ 児童虐待の種別

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体的虐待	50	57	57	28
性的虐待	1	1	1	0
心理的虐待	206	232	245	219
ネグレクト	145	179	168	189

(資料：桜井市こども未来課)

## 7. 経済的支援の状況

### ■ 子育てに関する経済的負担の軽減の状況

子育て家庭の経済的な負担軽減のために、各種手当や助成を実施しています。

	対象	平成 30 年度実績
児童手当	児童を心身ともに健やかに育成するために、中学校卒業までの児童の養育者に手当を支給	延件数 77,205 件
児童扶養手当	父親または母親がいない世帯、父親または母親が重度の障がいの世帯で、18歳までの児童の父親または母親または養育者に支給	(支給対象) 母子世帯：599 世帯 父子世帯：34 世帯 養育者世帯：3 世帯
特別児童扶養手当	20歳未満で、精神または身体に重度・中度の障がいをもつ児童の父母または養育者が受給	受給者数 264 人
子ども医療費助成	小学校就学前の乳幼児及び小・中学生の健康の保持及び福祉の増進を図るための医療費の助成	延件数 70,131 件
未熟児養育医療の給付	種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院医療を必要とする未熟児にかかる治療費及び食事療養費に対する給付	延件数 56 件
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び福祉の増進を図るための医療費の助成	延件数 16,319 件
重度心身障害者（児）医療費助成	重度心身障がい者（児）の健康の保持及び福祉の増進を図るための医療費の助成。	延件数 12,685 件
就学援助費	経済的理由により就学困難な桜井市立小中学校に在籍する児童生徒若しくは就学予定の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助	小学校 259 人 中学生 167 人

(資料：桜井市児童福祉課・保険医療課・学校教育課)

## 第4章 ニーズ調査結果と計画策定の視点

第2期計画（令和2～6年度）を策定するに当たり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、ニーズ調査を実施いたしました。

なお、ニーズ調査の実施に際し、国が示す必須の調査項目の他に桜井市独自の調査項目を加えて、桜井市の子育て家庭の意向をより把握できるように工夫しました。

### ●ニーズ調査を実施する趣旨

子ども・子育て支援法において、各市町村の人口構造などの地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用状況や利用希望などを踏まえて計画を作成する必要があると定められています。

そこで、計画の作成にあたり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが義務づけられています。

### 1. 調査概要

調査対象	就学前児童がおられる世帯	小学生がおられる世帯
抽出方法	平成31年3月15日時点の住民基本台帳から無作為抽出	
配布数	1,000	1,000
有効回収数	452	436
回収率	45.2%	43.6%
配布方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成31年3月27日～4月12日	

※次ページ以降のグラフについて、【MA】と記載のあるものは複数回答が可能な設問を表します。

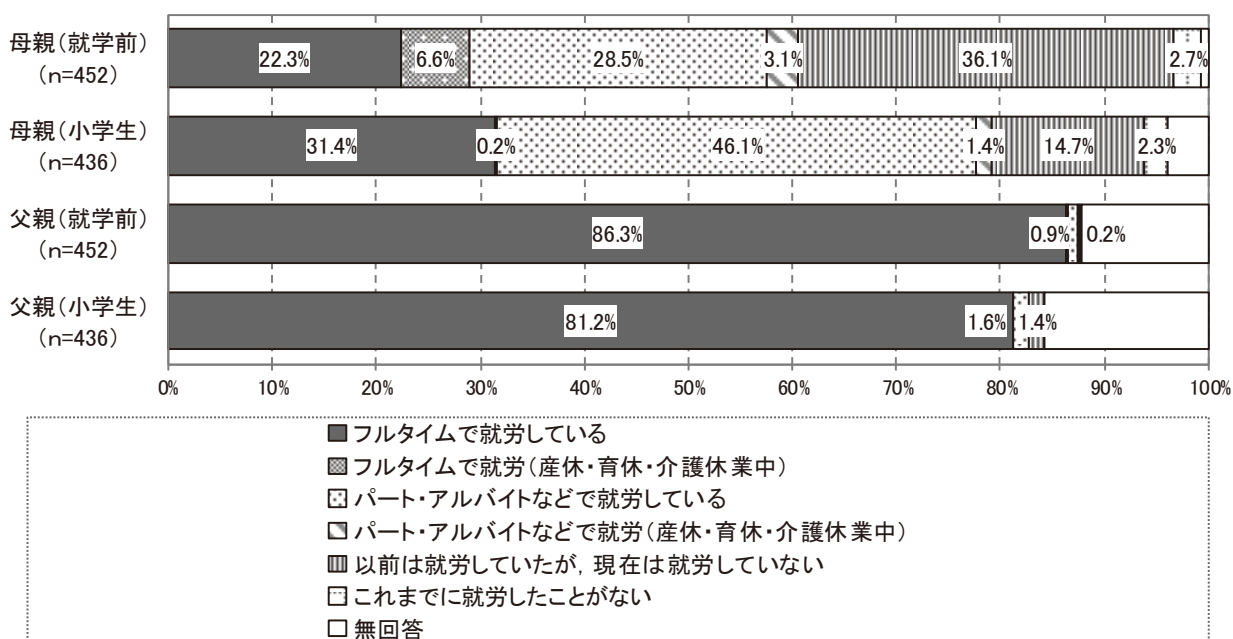


## 2. 結果概要

### (1) 母親・父親の現在の就労状況（就学前・小学生）

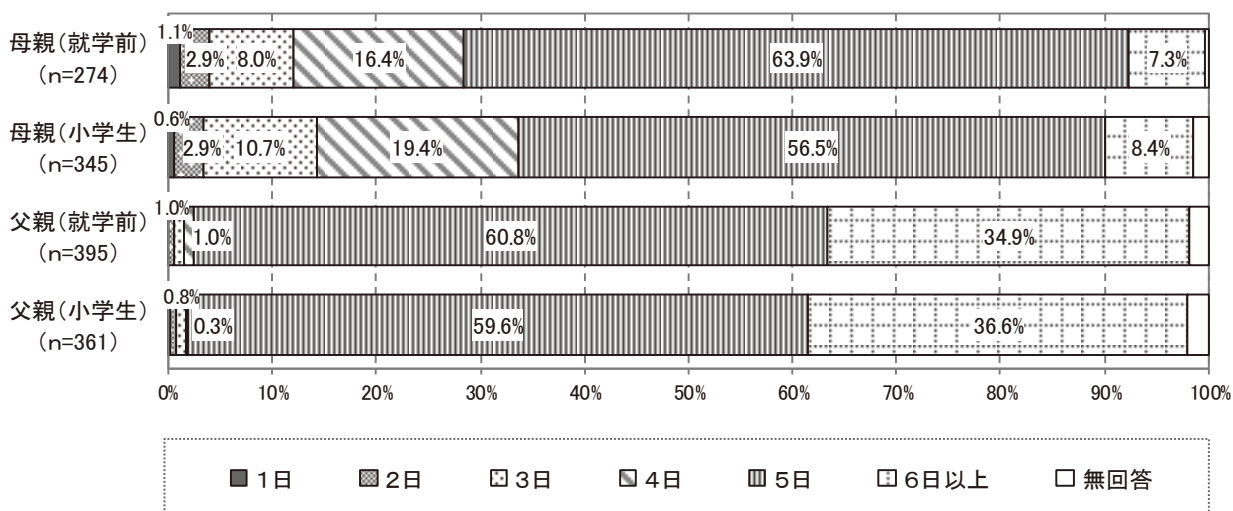
就学前児童がいる母親では“就労している”（フルタイム及びパート・アルバイトの合計）が60.5%、小学生がいる母親では79.1%となっています。父親では就学前児童のいる世帯・小学生のいる世帯に関係なく、無回答を除くほとんどが「フルタイムで就労している」となっています。

《母親・父親の現在の就労状況》



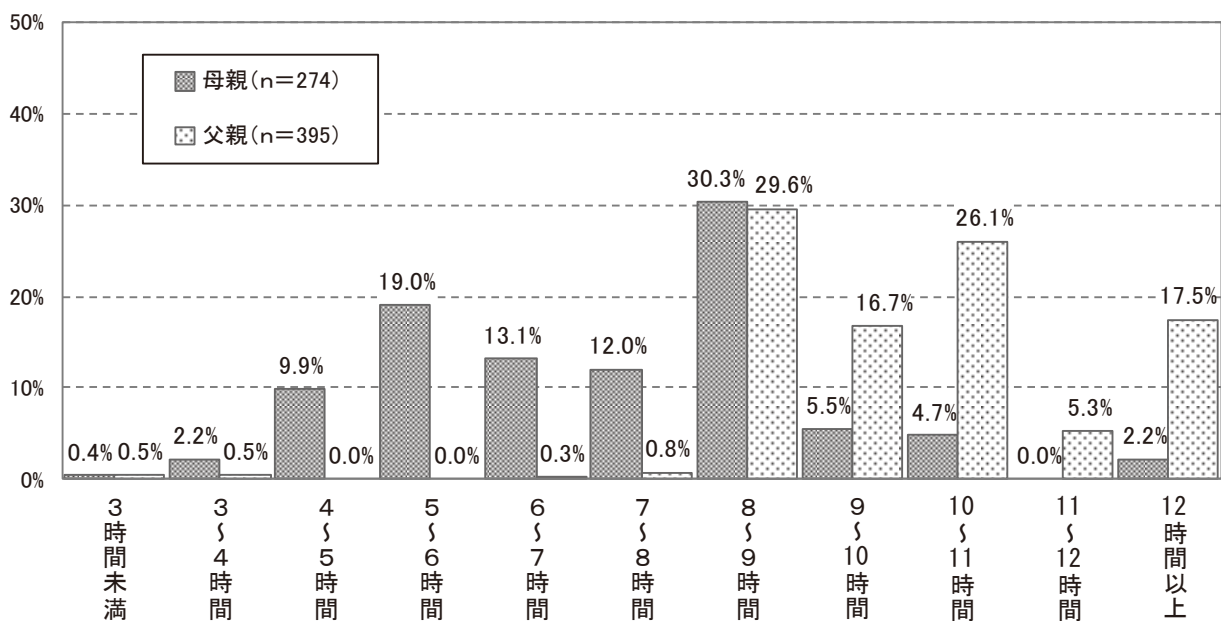
“就労している”世帯の就労日数をみると、就学前・小学生児童を問わず、母親・父親ともに「週5日」の割合が最も高くなっています。

《“就労している”母親・父親の就労日数》

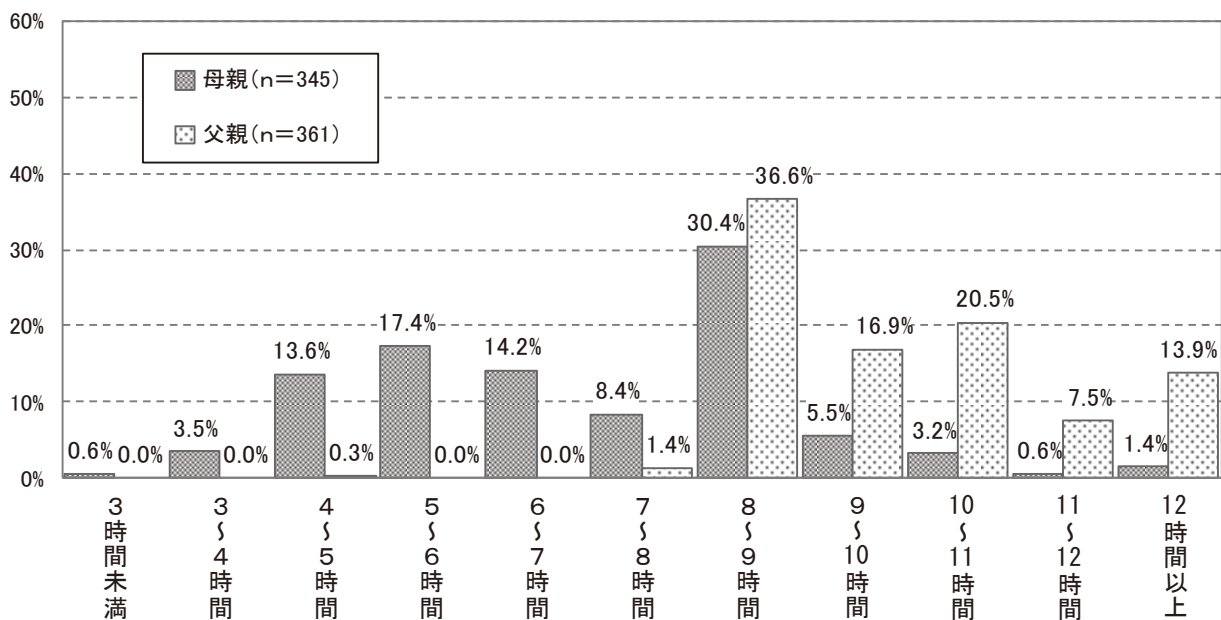


“就労している”世帯の就労時間をみると、就学前・小学生児童を問わず、母親・父親ともに「8～9時間」の割合が最も高くなっています。

《“就労している”母親・父親の就労時間（就学前）》



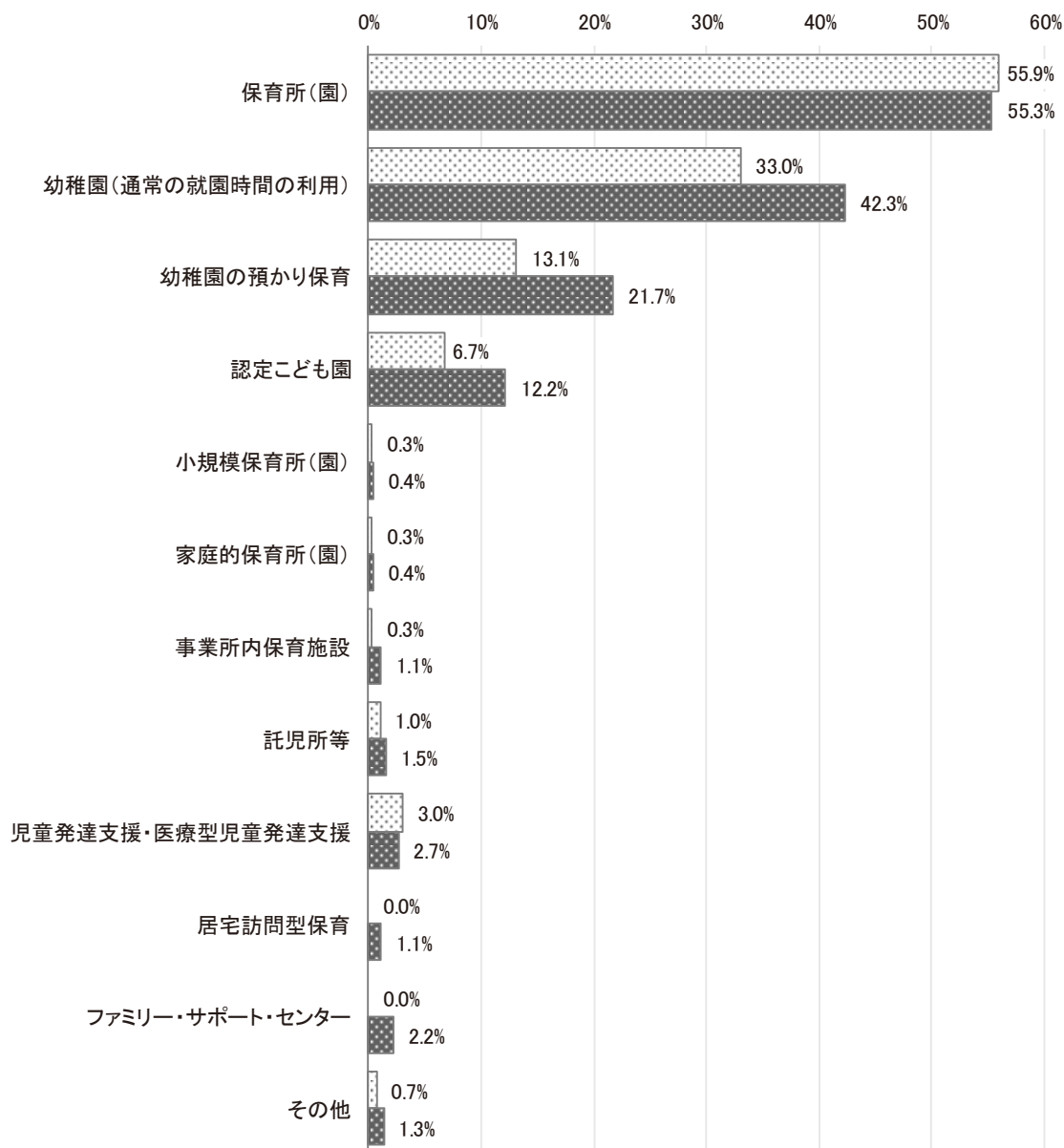
《“就労している”母親・父親の就労時間（小学生）》



(2) 平日の「定期的な教育・保育事業」※の現在の利用と今後の利用意向（就学前）

平日の「定期的な教育・保育事業」について現在の利用と今後の利用意向を比べると、特に、「幼稚園」・「幼稚園の預かり保育」・「認定こども園」の利用希望の割合が高くなっています。

《平日の「定期的な教育・保育事業」の現在の利用と今後の利用意向【MA】》



▨ 「現在利用」 (n=297)

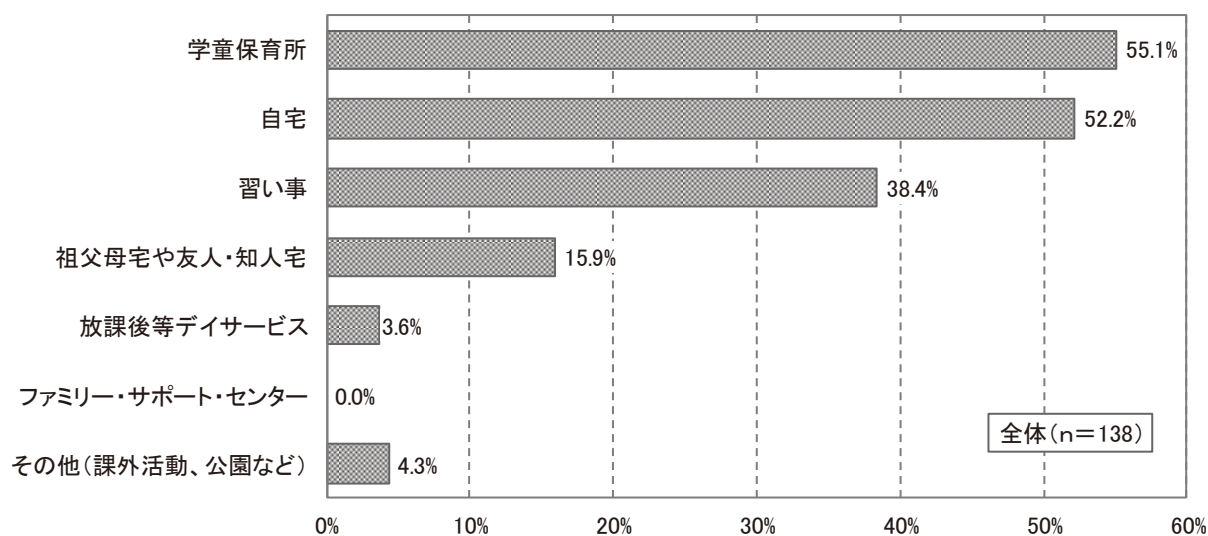
■ 「無償化になったら利用」 (n=452)

※ 「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している教育・保育事業を指します。具体的には、保育所(園)、幼稚園、認定こども園などの事業のことです。

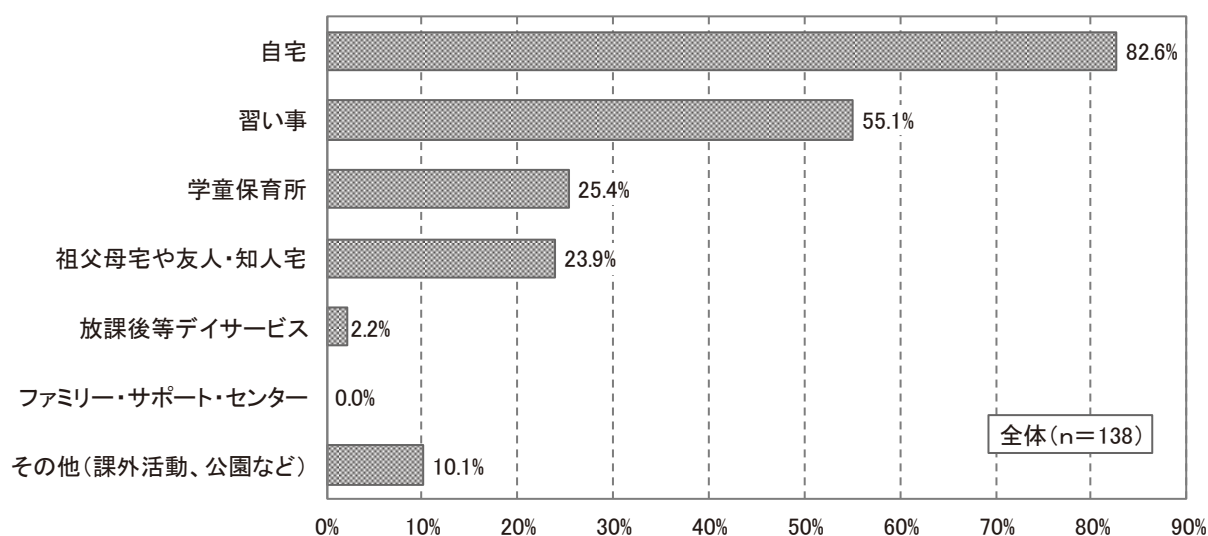
### (3) 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前）

調査時点で5歳児を持つ保護者に対し、小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「学童保育所」が55.1%と最も高く、次いで、「自宅」(52.2%)、「習い事」(38.4%)の順となっています。また、小学校高学年になったらどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が82.6%と最も高く、次いで、「習い事」(55.1%)、「学童保育所」(25.4%)の順となっています。

《小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいか【MA】》



《小学校高学年になったらどこで過ごさせたいか【MA】》

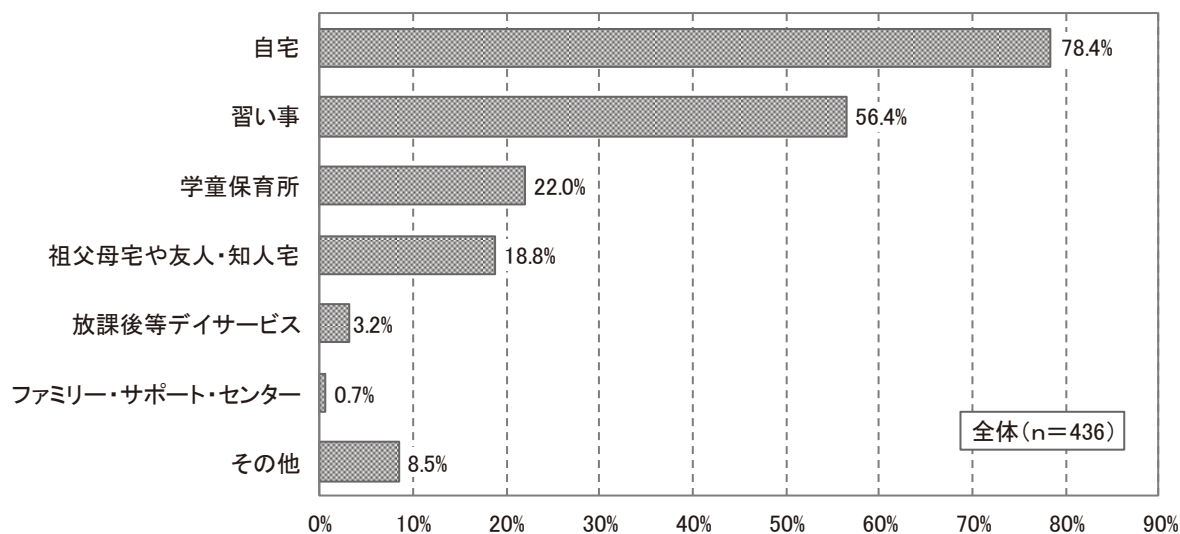


#### (4) 放課後の過ごし方（小学生）

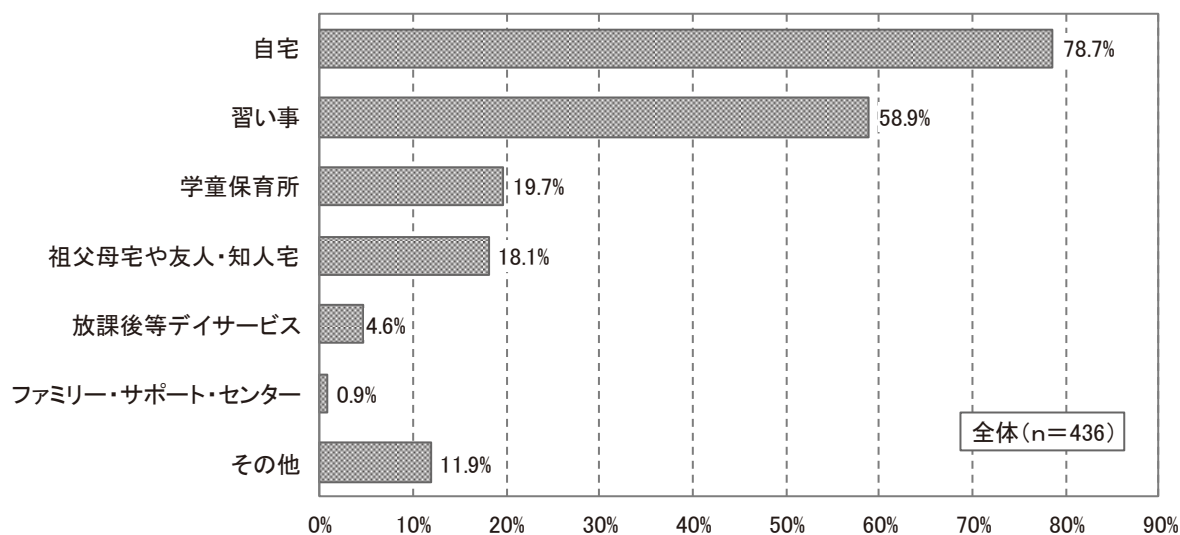
現在、小学生のお子さんが放課後どの場所で過ごしているかを尋ねたところ、「自宅」が78.4%と最も高く、次いで、「習い事」(56.4%)、「学童保育所」(22.0%)の順となっています。

また、来年度以降、放課後をどの場所で過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が78.7%と最も高く、次いで、「習い事」(58.9%)、「学童保育所」(19.7%)の順となっています。

《現在、放課後をどのような場所で過ごしているか。【MA】》



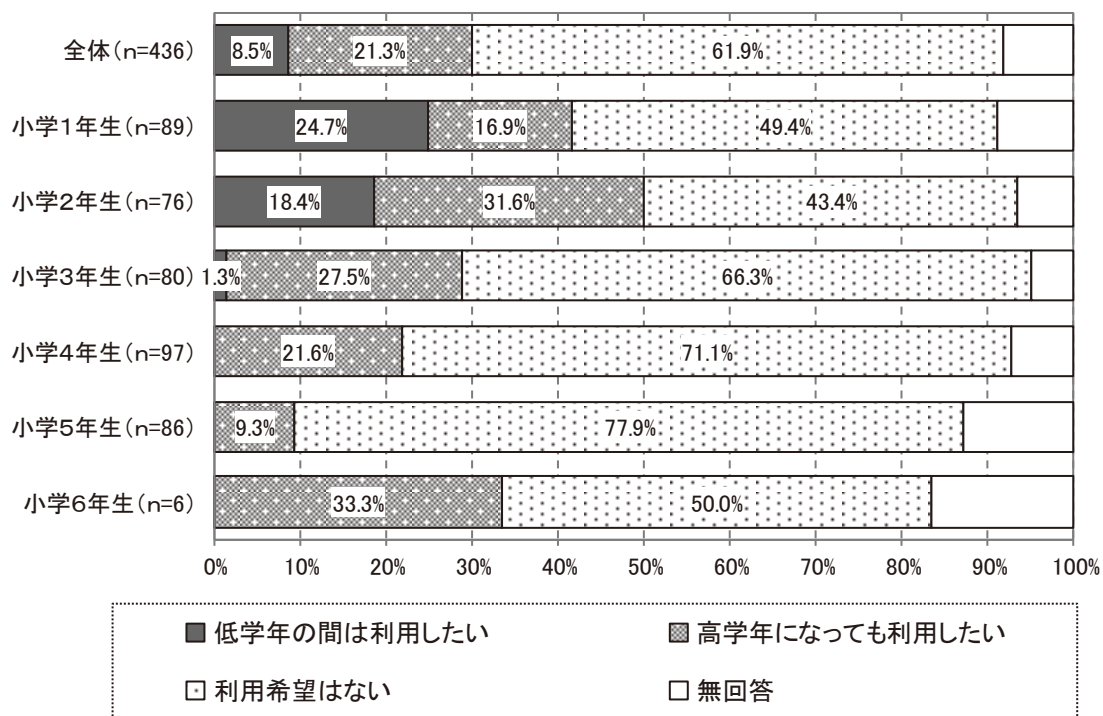
《来年度以降、放課後をどのような場所で過ごさせたいか。【MA】》



(5) 長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望（小学生）

長期休暇期間中の学童保育所の利用希望を尋ねたところ、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」を合わせた“利用したい”の割合は全体で29.8%となっています。

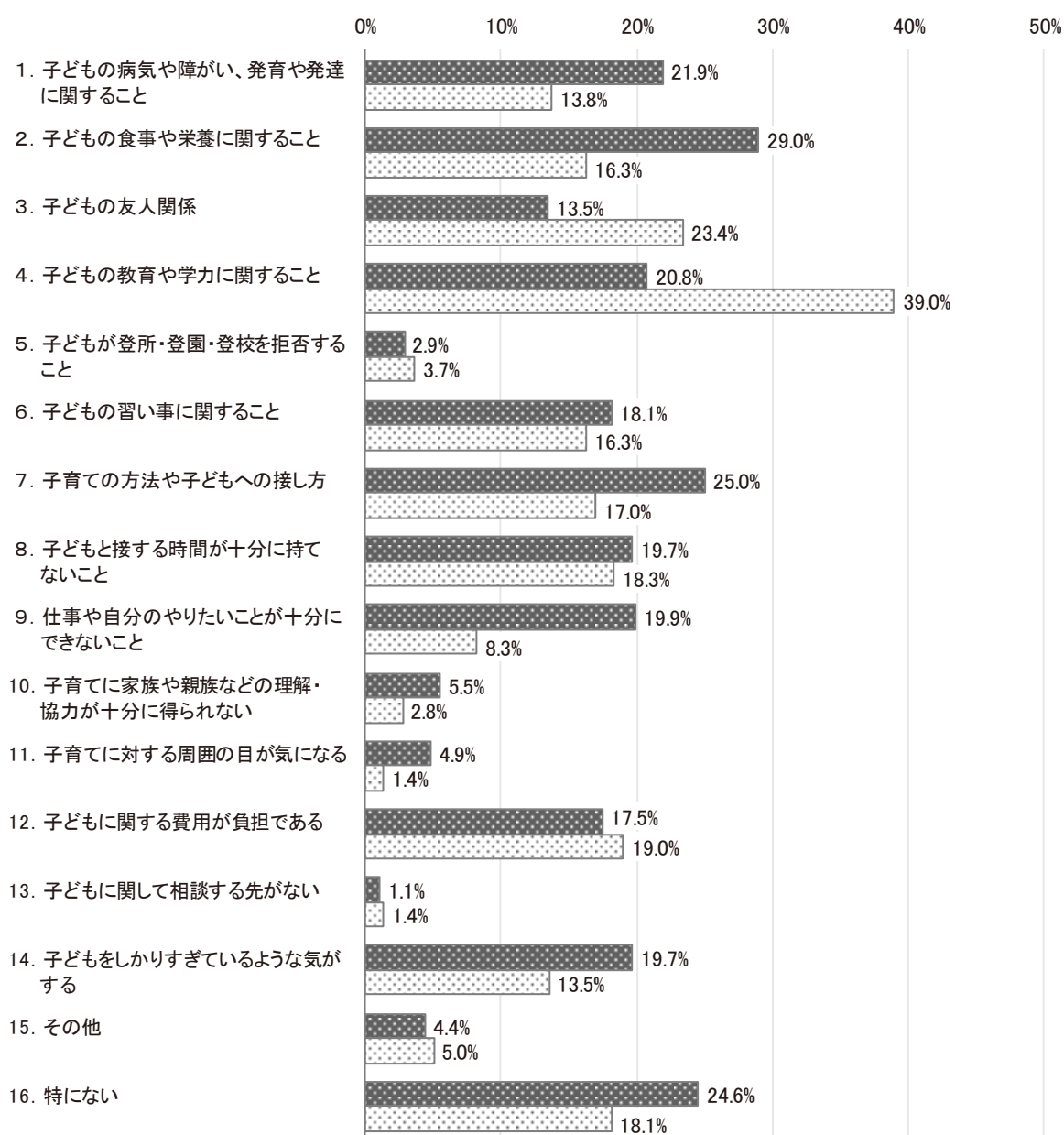
《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望》



## (6) 子育てについて、日頃悩んでいることや気になること（就学前・小学生）

就学前児童では小学生と比べて、「子どもの病気や障がい、発育や発達」、「子どもの食事や栄養」、「子育ての方法や子どもへの接し方」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」、「子どもをしかりすぎているような気がする」の割合が高く、小学生では就学前児童と比べて「子どもの友人関係」、「子どもの教育や学力に関すること」、「子どもの友人関係」の割合が高くなっています。

《子育てについて、日頃悩んでいることや気になること【MA】》



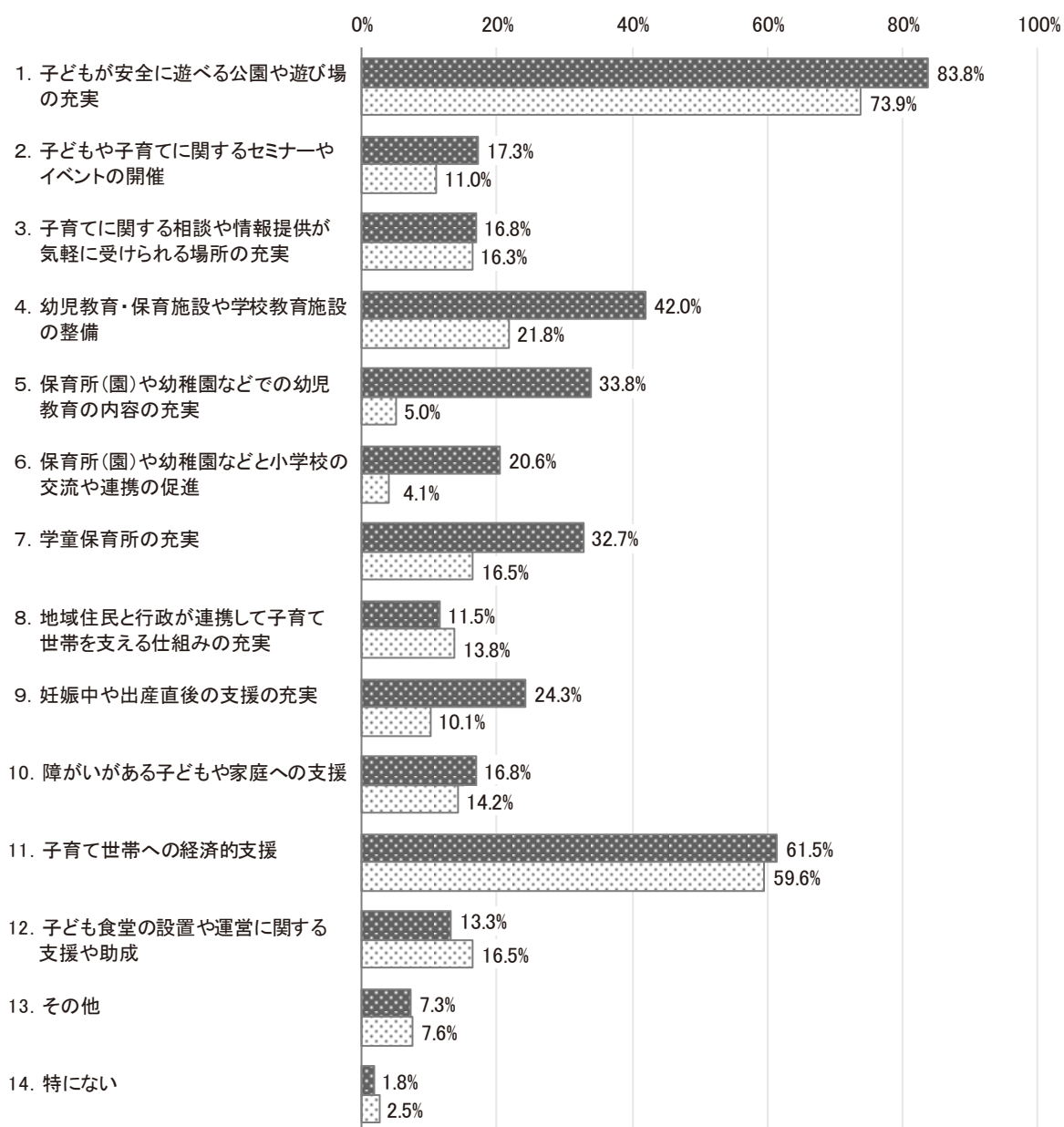
■「就学前」(n=452)

□「小学生」(n=436)

(7) どのような子育て支援を充実してほしいか (就学前・小学生)

就学前・小学生ともに、「子どもが安全に遊べる公園や遊び場の充実」、「子育て世帯への経済的支援」の割合が高くなっています。

《どのような子育て支援を充実してほしいか。【MA】》



■ 就学前(n=452)

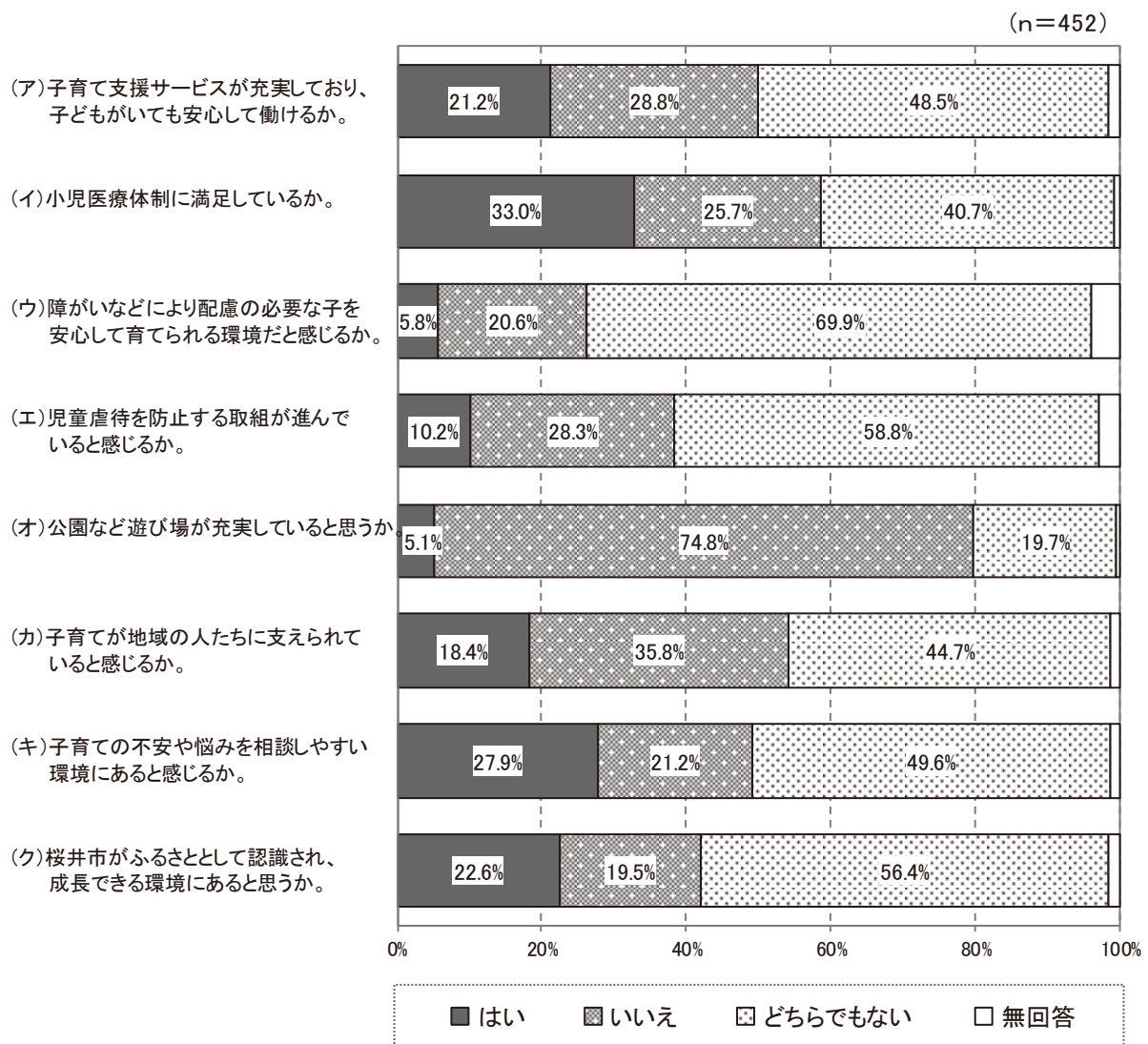
□ 「小学生」(n=436)



(8) 桜井市の子育て支援や生活環境に関する設問（就学前・小学生）

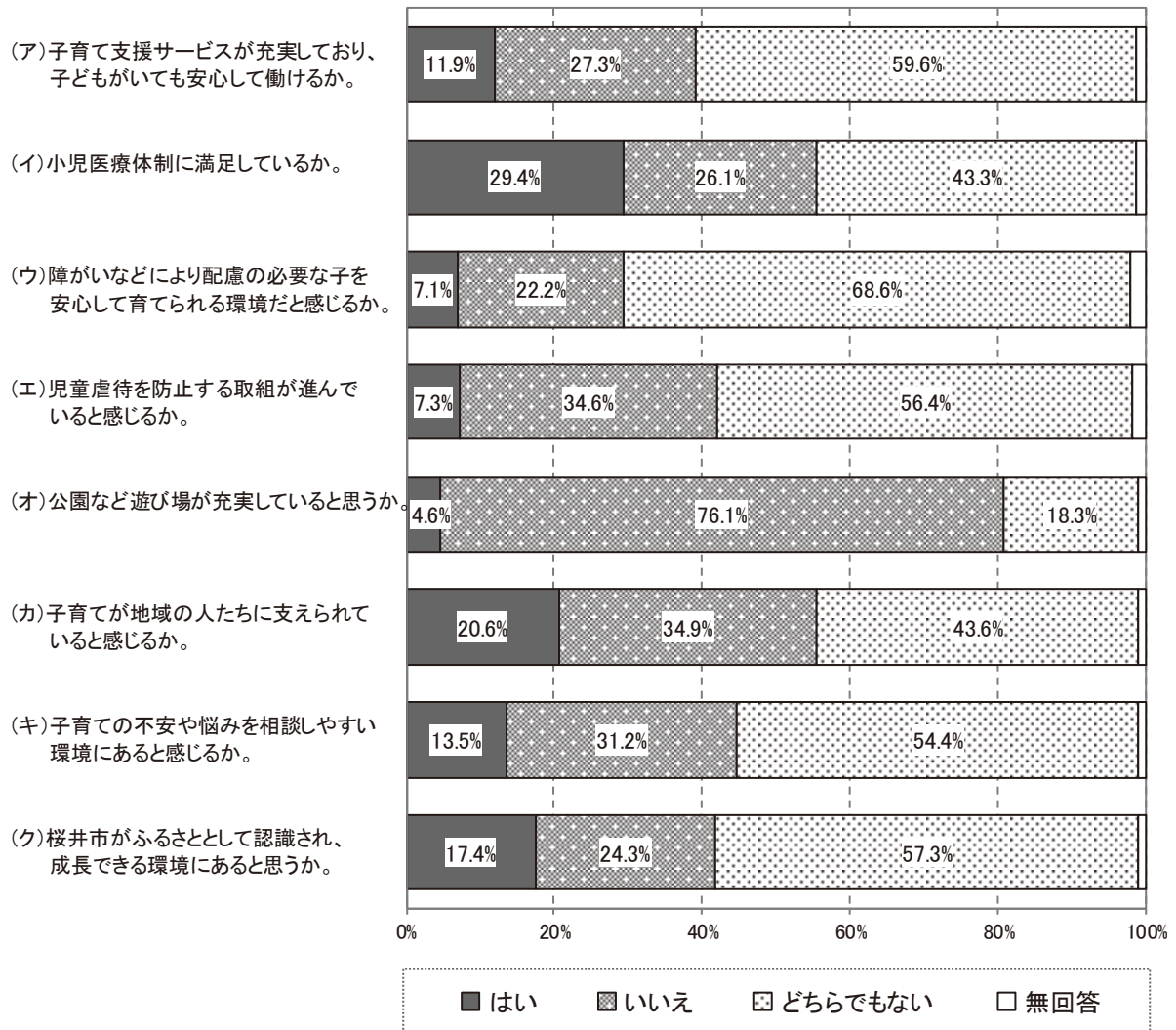
桜井市の子育て支援や生活環境についてどのように感じているかを尋ねたところ、就学前・小学生ともに、「小児医療体制に満足している」は「はい」が約3割と高くなっている一方で、「配慮の必要な子を安心して育てられる環境」・「児童虐待を防止する取組」については「はい」の割合が低くなっています。また、「公園など遊び場の充実」については「はい」よりも「いいえ」の割合がかなり高くなっています。

《桜井市の子育て支援や生活環境をどう感じているか（就学前）》



《桜井市の子育て支援や生活環境をどう感じているか（小学生）》

(n=436)



## ◆ニーズ調査結果から見られる傾向や課題◆

### 母親・父親の勤務状況について

就学前児童がいる母親の就業率は6割以上、小学生がいる母親の就業率が8割弱となっており、共働き世帯の割合の高さがうかがえます。また、勤務日数や勤務時間の状況から父親が長時間労働の状況にあることが見受けられます。共働き世帯が安心して勤務できる環境づくりのために、就学前児童に対しては、幼児教育・保育の施設整備や一時預かりなど、小学生に対しては、学童保育所の充実などにより、共働き世帯への子育て支援を一層充実させる必要が見られます。

### 就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

桜井市内には幼稚園は9か所（公立5、私立4）、保育所は6か所（公立4、私立2）、認定こども園は1か所（私立1）、地域型保育事業は2か所（私立2）あります。今後の利用意向において幼稚園の預かり保育や認定こども園の利用希望が高まっていることを踏まえつつ、子育て家庭の多様なニーズに応えていく施設整備に努めていきます。

### 小学校の放課後の過ごし方について

就学前児童がいる世帯の今後の意向をみると、低学年の間は「学童保育所」の割合が最も高く、「自宅」、「習い事」の割合も高くなっています。また、小学生がいる世帯の現状をみると、「自宅」の割合が最も高く、次いで、「習い事」、「学童保育所」の順となっています。現状分析（第2章）でみた母親・父親の就業率の高まりやニーズ調査結果からみられる勤務状況を勘案すると、子育て家庭が安心して働ける環境整備のためにも、「学童保育所」の充実を図っていく必要があります。

### 長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望について

小学生がいる世帯の希望をみると、低学年ほど“利用したい”の割合が高い傾向にあります。が、小学校の長期休暇期間中も子どもを安心して預けられる環境整備が求められています。

### 子育てに関して悩んでいることや気になること

就学前児童では小学生と比べて、子どもの身体や食事などのこと、子どもへの接し方、しつけに関することへの悩みの割合が高くなっています。近年、核家族化や少子化に伴って、自らが子どもを授かる前に乳幼児や子どもと接する機会が減少している社会情勢があります。そのため、自らが子どもを授かった際に、体験不足からどのように子どもと接したらよいかかわからないという方が増えています。親子の交流の機会の提供など、乳幼児期からの子育て方法や子

どもへの接し方への支援、食育に関する指導や啓発、健やかな成長に関することなどへの対応が求められています。

また、小学生では就学前児童と比べて、子どもの教育や学力、友人関係への悩みの割合が高くなっています。学校教育の環境整備や教職員の資質向上や教育内容の充実、子ども同士が良い友人関係を築けるように学校や地域で見守ったり家庭と連携したりすることなどが求められています。

#### **どのような子育て支援を充実してほしいか**

就学前・小学生ともに、公園や遊び場の充実や経済的支援を求める割合が高くなっています。また、「学童保育所」について、就学前児童の方が小学生より利用希望の割合が高くなっていることから、子どもが小学校に進学した際に引き続き仕事が続けられる環境、いわゆる「小1の壁」の改善が求められています。

#### **桜井市に求められる子育て支援や生活環境の改善の視点**

小児医療体制への満足度が比較的高い一方で、公園などの遊び場の充実などに課題が見られます。

子どもと子育て家庭が「桜井市で生まれ育って良かった、子育てをして良かった」と思える環境整備を一層推進し、次代を築く子どもが桜井市に愛着を持って成長できるよう施策を展開する必要があります。

### 3. 計画策定における様々な視点

本市の現状や国の基本指針などを踏まえて、次の点に留意して計画策定を行います。

#### ◎ “子どもの最善の利益” を尊重した幼児教育・保育、子育て支援の推進

桜井市では現在、「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」（平成 31 年 3 月）に基づき、保育所・幼稚園の認定こども園への転換などを伴う適正な幼児教育・保育施設の配置と運営の実現に向けて検討を進めています。

これからも幼児教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において“子どもの最善の利益”が尊重される量と質の確保及びサービスの提供に努めます。また、学童期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざすため、小中学校や学童保育所などにおける量と質の確保と施設や教育内容の充実を図っていきます。

#### ◎保育ニーズの高まりへの対応

桜井市では少子化の傾向にあります。女性の就業率の高まりによる共働き世帯の増加により年々保育ニーズは高まっていると考えられます。令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化による保育ニーズへの影響を見据え、今後も幼児教育・保育施設の適切な量と質の確保、待機児童の解消、保育士・教職員などの人材確保や資質向上のための研修などを行っていきます。

#### ◎放課後児童健全育成事業の充実

国が示す「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、共働き世帯やひとり親家庭などのいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、学童保育所や放課後子ども教室の質と量の確保・内容の充実に努めます。

#### ◎児童虐待防止対策の充実

子どもを取り巻く社会状況が厳しくなる中、要保護児童対策地域協議会における医療・保健・福祉・教育等の連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応や発生予防を充実していく必要があります。また、児童虐待は特別な家庭だけにおこる事象ではなく、育児不安や育児負担等が増すことで、誰にでもおこりうる可能性があるため、相談体制の充実や子どもと家庭を支える子育て環境の充実に努めます。

#### ◎障がいのある子どもに対する支援の充実

障がいのある子どもに対して、就学前においては幼児教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小中学校から高等学校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。

## ◎妊娠期からの切れ目のない支援の充実

すべての家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質と量の両面にわたり充実させ、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・青年期へと切れ目のない支援を行います。また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、必要に応じて連携による支援を行うことや、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方などに関する親の学びなど、親や家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。

## ◎子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

男女共にゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も共に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への市民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し労働環境の改善を企業などに働きかけます。

## ◎帰国子女や外国人の子どもなどへの支援

国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子どもなどの増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう適切な支援を行っていきます。

## ◎安心・安全な子育て環境の充実

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り・支援体制の強化を図るとともに、交通安全に関する歩道やガードレールなどの整備や児童生徒に対する交通安全教育を推進します。

## 第5章 基本理念と施策体系

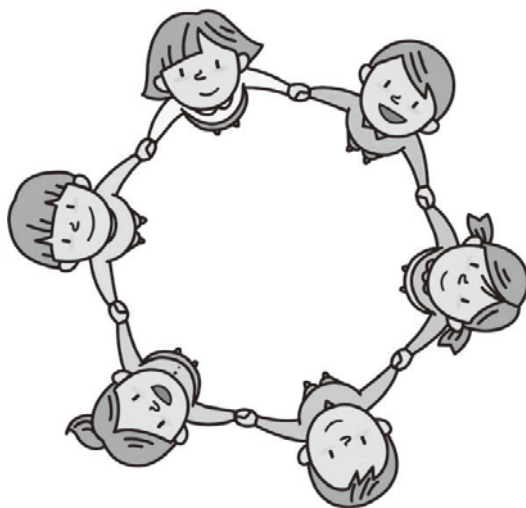
### 1. 第2期計画の基本理念

子育て満開のまち さくらい  
～地域全体で咲かせる子どもと親の夢～

桜井市では少子高齢化の進行に加え、共働き世帯や核家族が増加しています。さらに価値観や生活様式の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域の子育て力が低下してきており、子育て家庭の不安や負担が増加していると考えられます。このような課題の解決や社会情勢の変化に対応するため、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

第1期計画では、「子どもの視点に立った支援」・「切れ目のない支援」・「地域社会全体による支援」という基本的な視点のもとに、次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも親も笑顔で健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。

第2期計画においてもこの基本理念と視点を継承し、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたいと思えるまちとなることを目指します。



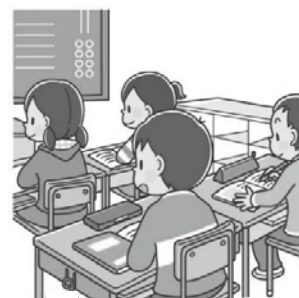


## 2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、次の3つの視点から施策の展開を行います。

### 子どもの視点に立った支援

桜井市の子どもが家族の愛情を受けて養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長できるように、子どもの視点に立った支援を展開します。人格形成に重要な幼児期には、幼児教育・保育事業について良質かつ適切な内容・水準を提供するとともに、学童期から青年期においても子どもの健やかな発育発達と人生をたくましく生き抜く力を身につけられる学校教育・生活環境を整備して、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。



### 切れ目のない支援

すべての家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・青年期へと切れ目のない支援を行います。また、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、必要に応じて連携による支援を行うことや、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方などに関する保護者の学びなど、保護者の愛情のもとに子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。

### 地域社会全体による支援

すべての子どもと子育て家庭への支援を充実するため、市民への子ども・子育て支援に対する関心や理解を深めるとともに、地域共生社会を見据えて、行政・地域・関係機関・各種団体が協働し、地域で子どもや子育て家庭を見守り、支えあうことができる仕組みづくりに取り組みます。





### 3. 計画の基本目標

基本理念を実現するため、基本的な視点を踏まえつつ、次の3つの基本目標を設定します。

#### 基本目標1 安心して子どもを生み、育てるための環境づくり

- 妊娠・産前産後から乳幼児期において、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりのため、様々な子育て支援や相談・健診事業などの充実に努めます。
- 家庭や地域に子育てに対する意識を啓発し、地域が一体となった支援体制を推進していきます。

##### 【主な取組】

- (1) 地域全体での育児支援
- (2) 母子の健康の確保と増進
- (3) 子育て・子育て力の向上



#### 基本目標2 子育てを取り巻く生活環境の充実

- 子どもの生きる力を育成する学校教育の推進、豊かな心を育成する多様な体験活動などを充実していきます。
- 地域全体で子どもと親を支援する子育てネットワークの構築を目指します。
- 子どもが安全に暮らせる生活環境づくりに向けて、道路や公共施設の安全対策を推進します。
- 子ども自身の安全意識の向上や、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。

##### 【主な取組】

- (1) 生きる力を育成する学校教育の充実
- (2) 地域における子育て・子育て支援
- (3) 安心・安全な生活環境の整備



#### 基本目標3 すべての子どもと子育て家庭への支援

- 子どもと親が心身共に健全に過ごせるように健康や食に関する支援や取組を進めます。
- 仕事と家庭の両立やひとり親家庭、要保護児童などへの配慮が行き届く支援や施策を展開します。

##### 【主な取組】

- (1) 子どもと親の健康増進
- (2) 子育て家庭への多様な支援

## 4. 施策体系

### 基本理念

子育て満開のまち さくらい  
～地域全体で咲かせる子どもと親の夢～

#### 《基本的な視点》

- 子どもの視点に立った支援
- 切れ目のない支援
- 社会全体による支援



#### 《基本目標》

1. 安心して子どもを生み、  
育てるための環境づくり

- (1) 地域全体での育児支援
- (2) 母子の健康の確保と増進
- (3) 子育て・子育て力の向上

2. 子育てを取り巻く  
生活環境の充実

- (1) 生きる力を育成する学校教育の充実
- (2) 地域における子育て・子育て支援
- (3) 安心・安全な生活環境の整備

3. すべての子どもと  
子育て家庭への支援

- (1) 子どもと親の健康増進
- (2) 子育て家庭への多様な支援

#### 《主な取組》

## 第6章 施策の展開

### 1. 安心して子どもを生み、育てるための環境づくり

#### (1) 地域全体での育児支援

##### 主な取り組み

事業名	事業内容	担当部署
地域子育て支援拠点事業 やまぼうし	子育て支援センターやまぼうしにおいて、平日の月～金曜日及び土曜日は月2回開設しており、子育て相談・親子で参加する講座の企画・保育サービスの情報提供・通信の発行・つどいの広場との連携を行っています。地域との繋がりや保護者間の交流、子育て相談の場などを提供し、子育て家庭の負担を軽減し、安定した子育てを支援します。	けんこう増進課
地域子育て支援拠点事業 つどいの広場 ドレミの広場	常設の親子の遊び場を開設し利用者支援事業と連携しながら、子育て親子の交流の場、相談などの場を提供しています。 平成28年につどいの広場を保健福祉センター”陽だまり”に移転、令和元年度にまほろばセンターにドレミの広場を新設しました。場所も中心地になり利用者も増えています。また、毎日、広場を開設することで子育て家庭が遊びにいける場所ができました。民生委員、高校生、利用者支援事業を通じて地域との交流や、年齢別の子育て講座や発育測定日なども実施しています。	けんこう増進課
つくしんぼ広場事業	保育所や幼稚園に通っていない0～5歳の子どもとその保護者を対象に、親子の交流や子育ての相談を行なっている事業です。親子での遊びや様々な体験を通じて子どもの生活経験を豊かにすると共に親子のつながりを広げています。又、保護者の育児不安解消や仲間作りの場を提供しています。	各市立保育所
わくわくランド事業	2歳児～3歳児の子どもと保護者が園児や地域の友達と一緒に遊んだり、体験や交流を深めたりしながらたくさんの人と関わる機会や遊び場を提供しています。 子どもの生活経験を豊かにするとともに、保護者には交流の場と子育て相談を提供しています。	各市立幼稚園
延長保育事業	保護者の早朝の出勤やフルタイム勤務などによる多様な保育ニーズに応えるために、延長保育を行っています。延長保育を希望する子どもが年々増加しているため、保育士の確保が課題ではありますが、今後も保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	児童福祉課
子ども一時預かり事業	保護者の育児負担感の軽減や所用、勤務形態の多様な	けんこう増進課

	<p>どにより、一時的に子どもを預かり保育する事業です。桜井市に住所のある満1歳から就学前の子どもを持つ保護者が対象の事業ですが、令和元年に開設したドレミの広場では市外在住の方も対象としています。</p>	児童福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>子育ての援助を受けたい人（依頼会員）、子育ての援助を行う人（援助会員）による有償の相互援助活動です。依頼会員は満6か月から小学校6年までの子どもを持つ保護者です。また、援助会員は桜井市在住の20歳以上の男女で講座の受講が必要です。既存の子育ての制度やサービスでは対応できない保育ニーズに応えていく事業として実施していきます。</p>	けんこう増進課
夜間養護事業 （トワイライトステイ事業）	<p>就労などの理由で、平日の夜間または休日に不在になり養育ができなくなった保護者からの登録・利用申請により児童福祉施設において保護する事業です。</p>	こども未来課
短期入所生活支援事業 （ショート・ステイ事業）	<p>疾病や疲労などの理由で一時的に養育ができなくなった保護者からの登録・利用申請により児童福祉施設で保護する宿泊を伴う事業です。最大7日間利用できます。</p>	こども未来課
利用者支援事業	<p>妊娠期から子育て期までの支援を行います。子育ての相談、情報提供、地域支援を主な活動とし、保護者の選択のもとに適切なサービスや関係機関とつなぎます。保健福祉センター陽だまり内の子育て総合支援室に母子保健型・基本型、まほろばセンター内ドレミの広場に基本型を開設しています。</p>	けんこう増進課
乳児家庭全戸訪問事業 （こんには赤ちゃん事業）	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うことにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、その家庭の様子により適正なサービスを行う事業です。</p>	けんこう増進課
病児保育事業	<p>子どもが病気になった際、保護者の仕事の都合など家庭で保育できない場合、一時的に専用施設にてお預かりする事業です。 現在、病児保育は委託施設にて実施しています。</p>	児童福祉課
障害児保育事業	<p>障がいのある子どもに対し、1人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で子どもの状況に応じた保育を行う事業です。 現在、保育所では障がいの程度など必要に応じて加配保育士を配置しており、今後も引続き対応していきます。</p>	児童福祉課
家庭支援推進保育事業	<p>子どもの日常生活における基本的な習慣や態度を養うため保育を行う上で支援を必要とする場合、保育士を加配し入所している子どもに対し、計画的に保育を行うとともに、家庭訪問等を通して家庭に対する支援を行う事業です。</p>	児童福祉課
保育士の資質向上	<p>子どもの人権を尊重し、その最善の利益を考慮し、保育をすすめるために、常に保育の自己評価・課題を明確にし、職員間で研鑽を重ね、専門性を生かした保育実践を行っています。又、保育所内外の研修会、幼稚園、小学校との交流等を通じて、必要な知識や技術習得を促進しながら保育士の資質向上に努めています。</p>	各市立保育所
家庭児童相談	<p>こども未来課に位置づけた「子ども家庭総合支援拠点」</p>	こども未来課

	に家庭児童相談室の機能を包含し、子どもや家庭の相談や支援を行います。必要に応じて関係機関と連携し、連絡調整を図ります。	
養育支援訪問事業	養育が特に必要とされた家庭を訪問して、指導や助言を行い、家庭での養育を支援する事業です。	こども未来課

## (2) 母子の健康の確保と増進

### 主な取り組み

事業名	事業内容	担当部署
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付と妊婦健康診査票の交付を平成28年8月より保健福祉センターの1ヶ所で行い、保健師がすべての方を面接しています。子育て支援の一貫として本市の子育てサービスを掲載した「子育てガイドブック」を配付しています。引き続き、適切な母子管理を行うために早期(11週まで)に、母子健康手帳の交付を受ける必要性や知識啓発をしていきます。	けんこう増進課
マタニティ教室	妊婦が安心して出産し、子どもを育てられるように、妊娠4～8か月までの妊婦が妊娠・出産・育児について楽しみながら学び、交流を持つマタニティ教室を開催します。 妊娠中の健康管理はもちろん、つどいの広場の見学・先輩ママとの交流、子育て支援コーディネーターの話など、出産後の生活がイメージできるように工夫して実施しています。	けんこう増進課
パパママ教室	妊娠、出産、育児と家族で取り組めるように、妊娠6か月から妊娠9か月までの妊婦と家族(はじめて父親となる人)を対象に、妊婦体験、育児体験を行い、知識の普及に努めます。初めてパパになる人や家族が、妊産婦や子育てについての理解を深め、家族の育児力を高めることを目指していきます。	けんこう増進課
妊婦・赤ちゃん訪問	妊娠中の人及び生まれたばかりの赤ちゃんがいる人の不安解消のために、保健師・助産師が家を訪ねる妊婦・赤ちゃん訪問を実施しています。より安心して子育てができるように周知強化を図ります。	けんこう増進課
電話相談	妊娠中の心配ごと、子どもの健康・発達・育児・栄養や予防接種のことなどについて保健師、看護師、栄養士などが相談にのっています。今後も子育てガイドブックなどをおして相談窓口の周知に努め、気軽に相談できるように支援します。	各担当課 (けんこう増進課)
乳幼児健康診査	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診を継続して行います。引き続き、母子の健康確保のために、健診の周知徹底や未受診児に対する働きかけの充実に努めます。	けんこう増進課



予防接種事業	定期予防接種を委託医療機関において実施します。予防接種はそれぞれ適した年齢があるため、広報「わかざくら」や健康カレンダーなどにより、予防接種の実施時期と接種の意義についての情報提供及び啓発に努めます。	けんこう増進課
離乳食教室の実施	栄養士の指導による子どもの成長に合わせた離乳食教室の実施により、乳児の栄養確保と保護者の栄養教育の充実を図ります。 4か月健診時に積極的な参加勧奨を行っており、希望者にはボランティアや子育て支援サービスと連携して託児を行うなど、参加しやすい環境づくりをしています。	けんこう増進課
すくすく相談	1歳7か月未満の子どもの対象に、事前予約不要で保健師・助産師、栄養士が相談に応じています。児の成長発達を促す健康・育児指導、母親の育児不安解消の場として定着している事業であり、今後も継続して実施し、育児不安の解消に努めます。	けんこう増進課
母体の健康や育児に関する情報提供や啓発	妊婦や子どもの健康確保に向けて、あらゆる機会を通じて母体の健康や育児に関する情報提供や啓発等を進めていきます。	けんこう増進課
なかよしくらぶ	生後1歳6か月以降、言葉の発達や子育てのことで心配のある保護者を対象に、親子の関わり方を学ぶ親子の遊びの教室を実施しています。今後も保護者の子育てによる不安感を軽減するために内容を充実していきます。	けんこう増進課
プレびよ教室 ぴよぴよ教室	満2歳以降、言葉の発達や行動面、偏り等で心配のある子どもを持つ保護者を対象に親子の関わり方を学ぶ年齢別の遊びを中心とした療育教室です。子どもの発達段階に沿った関わり方を一緒に考え、保護者が楽しみながら子育てできるように支援します。	けんこう増進課
すこやか相談	言葉などの発達に関して、心理相談員による個別相談を実施しています。子どもの発達に不安を抱えている保護者が気軽に相談できるように努めていきます。	けんこう増進課
事故予防対策の推進	施設内外の安全点検を行うと共に応急手当などについての手引き等を手元に置き、年齢・発達に応じた、事故予防・適切な初期対応の遂行をすすめています。又、感染症の拡大予防については、情報を収集し、保護者への啓発や情報提供を行っています。	各担当課 (児童福祉課・学校教育課)
未熟児養育医療費の助成	生まれたときの体重が2,000g以下などのため入院する必要がある未熟児が、養育医療指定医療機関で治療する場合の保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。(所得により自己負担あり)	保険医療課
育成医療(自立支援医療)	肢体不自由・視覚障害・聴覚平衡障害・音声言語障害・内臓障害などの身体に障がいのある児童が、育成医療指定医療機関で治療する場合に医療費の給付を行います。(所得により自己負担あり)	社会福祉課
かかりつけ医の推進	かかりつけ医をもつことを推進するために、医師会とともに保護者への啓発や身近な医療機関などの情報提供を充実させていきます。	けんこう増進課
休日・夜間の診療相談窓口や専門機関についての	休日・夜間の相談窓口や事故に関する専門機関についての情報提供を充実し、子どもの安全を確保するための地	けんこう増進課

情報提供	域の体制づくりに向けた意識啓発を推進していきます。	
子ども医療費の助成	医療証により保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します（就学前の乳幼児に対しては原則として、医療機関の窓口での現物給付方式により助成します。）	保険医療課
重度心身障害者（児）医療費の助成	医療証により保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。	保険医療課
ひとり親家庭等医療費の助成	医療証により保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。	保険医療課

### （3）子育て・子育て力の向上

#### 主な取り組み

事業名	事業内容	担当部署
幼稚園教育の充実	平成 30 年度の新幼稚園教育要領で今まで以上に就学前教育の大切さが唱えられました。幼児期の終わりまでに育てたい姿を明確にしながら幼児期の特性と一人ひとりの発達段階を考慮し、様々な体験を通して、いきいきと活動できる教育計画を立てます。	各市立幼稚園
教員の資質の向上	教育研究会や研修会の充実を図るとともに、保育所・小学校との連携促進などを通して、幼稚園の教員の資質向上に努めます。	各市立幼稚園
施設の安全対策の充実	子どもが園内において事故に遭わないように、園内における段差の解消やドアの挟まれ対策、切り傷や刺し傷対策、固定遊具の点検、転倒・落下防止対策など、施設の安全対策の充実を図ります。	各市立幼稚園
公立幼稚園の3歳児保育の実施	3歳児保育は公立では3園で実施しており、保護者からのニーズも高いのですが、市内の子どもの数が減少傾向にあるので実施する園については現状維持とします。今後も3歳から5歳まで発達に合わせた教育課程を編成し内容の充実に努めます。	学校教育課
家族の育児に関する意識啓発	妊婦に対する家族の理解や育児への参加を促すための情報提供や学習の場の充実を図り、家族とともに育児を進めていく意識啓発を進めていきます。	各担当課 （けんこう増進課）

## 2. 子育てを取り巻く生活環境の充実

### (1) 生きる力を育成する学校教育の充実

#### 主な取り組み

事業名	事業内容	担当部署
少人数授業・少人数学級編製の充実	少人数指導及び少人数学級編成などの申請について、毎年県の教育委員会に申請しています。児童生徒数を加味して加配教員が配置されています。今後もきめ細やかな指導のもと、基礎学力の定着と個々の能力を引き出す学習指導を図っていきます。	学校教育課
特別支援教育の充実	教科等研究会や各学校の組織に特別支援教育部会を設け、医療機関や有識者との連携を深めています。また、学習障害や発達障害などに関する研修会の実施により、発達障害の子どもへの理解を深め、個々のニーズにあった支援の確立に向けて努めています。	学校教育課
体験型・問題解決型の学習の充実	新聞を使った授業や、体験型・問題解決型の授業など、子どもが自ら課題を発見し、自ら学び考える力とたくましく生き抜く力を培い、学ぶ楽しさを味わえるような授業を充実していきます。	学校教育課
情報教育の充実	総合的な学習の時間などを利用した情報教育の充実を図ります。パソコンによりネット上の情報を駆使して自分で問題を解決するなど、生徒が主体的に考え、判断し、表現する力を育て、楽しさや成就感を体得するような学習を充実します。 令和2年度からは、プログラミング教育が全面実施となります。今後、情報活用能力が重視されパソコンを使用した学習がさらに求められていく中、教員研修を行い教員の資質向上にも努めています。	学校教育課
外部人材の登用	学校教育において、より社会と連動し、魅力的な教育を推進するために、「総合的な学習の時間」において外部人材の登用を推進していきます。 また、令和2年度からは小学校での英語が教科となり、更なる充実に努めています。小中学校にALTを派遣し、ネイティブな英語に触れる機会や、国際理解教育として、他の国の人から話を聞く機会を設けています。今後も子どものニーズに合った多様な分野の人材を検討し、子どもが夢を描けるような教育を目指します。	学校教育課
教員研修の充実	学校教育における今日的な課題に対する教職員の理解を深め、各校園で課題の解決を目指した取組を進めるとともに、教職員の資質の向上に努めます。	学校教育課
学校施設・設備の充実	学校内における段差の解消や、防犯・防災対策の強化など、子どもが安全な学校生活が過ごせるよう、施設・設備の整備を推進していきます。	教育委員会 総務課



地域学習の充実	身近な地域の自然や文化を知ることは、学習についてのより深い理解が得られ、郷土愛の育成にもつながります。市内の学校では、これまで「総合的な時間」において、話を聞いたり、名所を調べたり、自由な発想による学習が進められてきました。今後も地域学習を充実させていくとともに、より深く学習できるように、郷土に関する関連資料などを充実していきます。	学校教育課
自然体験学習の充実	各小学校において、校区の川の水質調査を行ったり、桜井市グリーンパークを見学したりすることで、ゴミ問題・環境問題について学習を深めています。今後は「森林環境教育体験学習推進補助事業」を通して、自然体験学習の充実を図っていきます。	学校教育課
多様な交流事業の推進	「総合的な学習の時間」などにおいて、高齢者としめ縄づくりをしたり、障がいのある人や外国の人をゲストに招いてお話を聞いたりするなどの交流を図っています。また、友好都市である三重県熊野市と絵画を通じた交流をしています。今後これらの交流を深め、さらに充実させていきます。	学校教育課
基礎的な生活習慣の育成	豊かな心を育成するには、まず基本的な生活習慣を身につけることが大切です。基本的な生活習慣や生活態度を確立させるために、生活指導や進路指導などの学校におけるガイダンスの機能を充実させていきます。	学校教育課
人権教育などの充実	今日、人権に対する問題は多様化・複雑化し、これに対応できる資質や能力を身につけた人材の育成が急務となっています。学校においては、生命や人権を大切にし、ともに生きることの素晴らしさを感じることができる子どもの育成、また、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない資質、能力を身につけた子どもの育成に取り組むことは重要です。桜井市内各学校では、人権教育の推進を学校経営計画の中に位置づけ、全ての教科・領域を通して学習を行っています。	学校教育課
保健学習の充実	市内全中学校2～3年生を対象に、助産師と保健師を講師として「いのちの授業」を実施し、性に関する知識提供だけでなく、いのちの大切さや責任ある行動選択の大切さを伝えています。 また、命の授業と併行し、学校教育での保健学習では、単に知識の伝達に終わらぬよう、健康面や人権など、自分たちの生活に結びつくような指導を心がけるとともに子どもの実態や発達年齢に即した指導を心がけています。 たばこや薬物などについても健康、生活指導の両面から指導を行っています。	学校教育課 けんこう増進課 こども未来課
スクール・カウンセラーの配置	現在、スクール・カウンセラーは県費で4人、市費で3人を配置し、各中学校に約週1回の配置をしています。カウンセリングを必要とする児童生徒が増加傾向であり、相談内容の多様化や複数回にわたる相談も増えてきています。内容・運用の面での充実を図っていきます。	学校教育課
生活指導などの充実	たばこや薬物などの指導については、健康教育と併せて指導を充実させていきます。いじめや校内暴力などの問題に対しては、まずは担任が個別に対応し、保護者とも	学校教育課

	連携を取りながら解決の道を探っていますが、それでも対応できない場合や、不登校児童などに対しては、地域や関係機関と連携を取りながら解決の道を探していきます。	
適応指導教室	不登校児童生徒の対応のための適応指導教室「さくらの広場」は、週3回実施しています。この教室に通う中、徐々に学校に復帰できるよう取り組むために、カウンセリングを実施したり、教科学習を実施したりするなど、子どもの様子を見ながら学校復帰に向けてよりよい指導について検討しています。	学校教育課
食育の推進	学童・思春期は、乳幼児期に次いで発育の盛んな時期であり、この時期の食生活は心や体の発育に大きな影響を与えるだけでなく、生涯を通じての健康づくりの基礎となります。そのため、この時期において正しい食生活を確立することが重要です。家庭科の時間や学校給食の充実を図り、栄養バランスや朝食の欠食、間食などについての啓発及び情報提供を図っていきます。	学校教育課
規則正しい生活習慣の確立	学童・思春期は乳幼児期に次いで発育の盛んな時期であり、この時期に健康的で規則正しい生活を送ることが子どもの健全な育ちにとって重要なことです。また、挨拶や時間厳守など、基本的な生活態度の確立に向けて、生活指導や家庭への啓発を行っていきます。	学校教育課
教科体育の充実	運動やスポーツを通してその楽しさなどを体験することにより、自ら運動に親しむ意欲と、粘り強く取り組む力を育成するために、生徒が興味を持って積極的に取り組める内容の充実を図ります。また、運動を通じて健康の知識や健康的な生活習慣を身に付けられるように内容の充実を図ります。	学校教育課
スクール支援スタッフの充実	学校では、地域ボランティアやPTAの協力を得ながら、連携・協力して子どもの登下校の安全確保に努めています。また、各校区では学校と地域が協働した学校コミュニティ部が組織されており、見守り活動の他、学習や運動、美化ボランティアの活動が進められています。今後も学校の安心・安全のために連携してこの取り組みを進めます。	学校教育課
学校評議員制度の充実	地域に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況などの情報を保護者や地域住民などに積極的に提供するなど、学校としての責任を果たしていくことを目的として学校評議員制度をすべての学校に導入しています。今後もさらに制度の活用と充実を図っていきます。	学校教育課

## (2) 地域における子育て・子育て支援

### 主な取り組み

事業名	事業内容	担当部署
放課後児童健全育成事業	共働き世帯などの子どもを、放課後、土曜日、夏季・冬季の学業休業日において預かり、子育て家庭への支援と子どもの健全育成を図る事業です。 桜井市内全ての小学校の敷地内に学童保育所を設置することができていますが、今後も子育て家庭のニーズの高まりに応えられるように整備と内容の充実を図っていきます。	児童福祉課
郷土学習の充実	郷土の歴史・文化にふれあう機会を提供し、市民文化の向上や郷土愛の育成を図っています。また、日常生活の中から生まれてきた地域の文化を育成し、各地域に伝わる伝統行事の保全、次代への継承に努めます。豊かな自然・歴史環境などを生かしながら、文化人などの活動の場の提供に努めるなど、子どもが文化を身近に感じられる環境づくりを推進していきます。	学校教育課
交流活動の充実	桜井宇陀ふるさと市町村圏や近隣市町村などの国内・地域間における市民を中心とした文化・スポーツ交流活動などを促進し、子どもの豊かな心の育成に取り組んでいきます。また、国際化の進展を受け、多様な文化や価値観を認め合える国際性豊かな子どもの育成に向けて、友好都市シャルトル市との文化の交流を推進していきます。また、市は市民が外国人と交流を行う上で、人や団体をつなぐコーディネーターの役割を担うとともに、活動に必要なノウハウなどの情報提供や地域のリーダー育成に努めるなど、市民活動を多面的に支援し、市民のボランティア活動を通じて、在住外国人が暮らしやすいまちづくりを推進します。	社会教育課 行政経営課
指導者の育成	コミュニティ活動や様々な活動を効率的に推進していくためには、住民が主体となった運営を推進していく必要があります。スポーツやボランティア活動などの地域活動において、活動を指導するリーダーの養成に向けた多様な学習機会の提供や講座の設置を充実していきます。	社会教育課
学校施設（体育施設）の開放事業	現在各学校の開放運営委員会により、小学校において体育館とグラウンド、中学校において体育館の開放事業を行っています。グラウンドは児童を中心に休日も利用しており、体育館は社会人を中心に利用があります。今後も地域団体の活動促進とスポーツを通じた児童の健全育成を図るために引き続き学校施設の開放を行います。	社会教育課
子育てに関する情報提供の充実	体育協会と連携を密にし、各種スポーツ行事の開催、地域スポーツの振興と住民の交流を図るなど、子どもの健全育成を推進しています。また、子育てに関する情報提供の場として、家庭教育学級を開設しています。子どもの健全育成や家庭の教育力の充実を支援するため、家庭	社会教育課

	教育に関する講座や講演会などの学習機会や情報を提供していきます。	
地域における青少年の健全育成に対する事業	青少年の健全育成を推進していくため、青少年センターを設置しています。常時活動として、青色パトロールカーによる市内巡視や広報・啓発活動を行うとともに、市内4中学校区に青少年指導員を委嘱し、長期休業中や祭り等の市内行事の際には地域ぐるみで連携して巡視活動をしていきます。 また、定期的に学校訪問を実施し、児童・生徒の実態把握に努めながら、市内各校の生徒指導担当者及び関係諸機関との情報交換・連絡調整を行い、青少年の健全育成を地域の問題として共通認識を持って取り組んでいきます。	社会教育課
保育所・幼稚園・小学校の連携の充実	保育所・幼稚園・小学校の連携を充実し、一人の子どもを総合的に支援する体制の充実を図っていきます。また、子育てに関する情報の交換の充実により教員の資質向上を図り、教育環境の改善を図ります。	各関係機関 (児童福祉課・学校教育課)
主任児童委員・児童委員の活動の充実	各地区に主任児童委員2名をおき、地域の児童に関する相談などに対応できる体制になっています。今後はさらに主任児童委員が地域に身近な存在となるように各機関のネットワーク化を推進し、情報の伝達をスムーズにし、主任児童委員の認知度を上げるとともに、主任児童委員・児童委員活動に資するための研修の充実を図ります。	社会福祉課

### (3) 安心・安全な生活環境の整備

#### 主な取り組み

事業名	事業内容	担当部署
歩道のバリアフリー化の推進	子どもや高齢者・障がい者などが安心して外出できる環境の整備に向けて、平成30年度に策定した「桜井市バリアフリー基本構想」に基づいて、整備目標時期を目途に整備を進めていきます。	土木課
防護柵の設置	歩行者や車の交通安全上、危険な箇所にガードレールや転落・横断防止柵などの設置を進めています。「自分たちの安全は自分たちで守る」という考えのもと、交通安全に対する住民の啓発に努めます。	土木課
広報車による広報の実施	子どもの通学時間帯、交通事故の発生及び交通量の多い箇所について、重点的に広報活動を行い、交通事故の未然防止に取り組んでいきます。	危機管理課
交通安全教室の実施	警察、桜井交通安全母の会などと連携して、各学校、幼稚園などにおいて参加体験型の交通安全教室を実施しています。	危機管理課

チャイルドシート及び全席シートベルト着用の啓発	市の広報紙や街頭啓発などによりチャイルドシートの正しい着用、全席シートベルトの着用について呼びかける。	危機管理課
防犯灯の設置	防犯灯は、各区の区長もしくは総代からの新設、更新要望に応じて設置しています。防犯意識の高まりに呼応して、設置の要望が増えており、今後は犯罪指標などを参考に必要性の高い箇所を優先的に設置していきます。	危機管理課
「ナポ君の家」の設置	子どもの安全を地域全体で見守っていくために、「子ども110番の家」の桜井市独自の名称である「ナポ君の家」の設置を推進し、子どもの安全確保と住民の防犯意識の啓発に努めます。	学校教育課
防犯意識の向上	防犯や交通などの各種安全教室、各会議及び市の広報紙や街頭啓発などあらゆる機会を通じて、犯罪の発生状況などに応じた防犯情報の提供を行うことで、市民の自主防犯意識の向上に努めます。	危機管理課
防犯カメラの設置促進	防犯カメラは、地域の自主防犯活動を補完するものであり、犯罪抑止などにも効果があることから、防犯カメラ設置補助事業に関する広報を行って、防犯カメラの設置を促していきます。	危機管理課
都市公園のバリアフリー化の推進	市内に31箇所ある都市公園については、バリアフリー化未整備の公園が多いため、今後は使用頻度の高い順に、ベビーカーを使用している人、車椅子を使用している人、高齢者など、誰もが利用しやすい公園へと改修していきます。	都市計画課
公園遊具の改良の推進	都市公園において、子どもがより安全で親しみやすい遊具への改良を進めるとともに、遊具の定期的な安全点検を実施します。また、夜間における子どもなどの溜まり場になることを防ぐための施策を推進していきます。	都市計画課
公共施設のバリアフリー化の推進	小さな子どもを連れた保護者や子ども連れの家族が安心して外出できるように、今後所管する課ごとに公共施設のトイレのバリアフリー化ならびに施設や周辺における段差の解消を図っていきます。	各関係課 (総務課・都市計画課)
良好な景観の形成の推進	青少年の健全な育成を図るため、問題のある広告物の簡易除去や是正指導を行い、良好な景観の形成を進めていきます。	都市計画課
入居資格要件の見直しによる多子世帯など向けの住居の整備推進	現状では公営住宅法による制限の範囲内における入居基準であることから、資格要件が限定されていますが、今後は公営住宅の長寿命化計画を実施する中で、多子世帯向け、障がい者向け、高齢者向けなどの多様な要望に応じていきます。	営繕課



### 3. すべての子どもと子育て家庭への支援

#### (1) 子どもと親の健康増進

##### 主な取り組み

事業名	事業内容	担当部署
社会スポーツの充実	地域においてスポーツをする機会を提供、支援し、子どもの健全育成及び親の健康確保・増進を促進していきます。また、障がい者（児）のスポーツ活動の充実を図り、障がい者（児）の健康の増進と地域との交流を推進していきます。	社会教育課
子どもの悩み相談の充実	学童期・思春期の子どもの悩み相談の場として、青少年センターを設置し、どんなことでも気軽に相談できるように、窓口機能の強化と相談員の資質向上に取り組むと共に、関係諸機関と連携して相談活動の充実に努めていきます。	社会教育課
健康づくりの充実	健康増進、病気の早期発見・早期治療に向けて、各種健（検）診・健康相談・健康教育を充実していきます。	けんこう増進課
子育てに関する相談窓口の充実	学童期・思春期の子どもがいる親が持つ子どもの健康・発達のこと、しつけや教育のことなど、子どもと親自身に関するあらゆる悩みに対応できるように、相談窓口を強化し、相談員の確保を図っていきます。	こども未来課
公共施設などでの禁煙の推進	子どもなどの健康の確保や、子どもの将来の喫煙に結びつく身近な喫煙環境をなくすために、公共施設における禁煙を推進していきます。	各担当課 (総務課・人事課)
職場における女性の健康管理の推進	事業所などに対して、妊娠・出産などの母性保護規定の周知や、働く妊産婦の健康への配慮についての啓発を進め、健康管理などの周知を図ります。	商工振興課
親子すこやかクッキング	豊かで健やかな食生活を送る能力を育てることを目的に、小学生の子どもとその保護者を対象に実施し、子どもと親と一緒に調理することを通して、家庭で食育に取り組むきっかけづくりを行っています。	けんこう増進課
食事に関する正しい知識の普及	関係機関と連携のうえ、規則正しい生活リズムを確立し、家族全員が毎食バランスよく食べる、欠食しない、間食を控えるなどの正しい食生活を推進していきます。また、食事に関する体験を増やし、家族が話し合いながら、心ふれあう楽しい食生活を推進していきます。	各担当課 (けんこう増進課)

## (2) 子育て家庭への多様な支援

### 主な取り組み

事業名	事業内容	担当部署
男女がともに参画できる社会の実現に向けた啓発活動の推進と学習機会の充実	家事・育児は女性の役割とする意識はまだあり、あらゆる世代の人が、男性も家事・育児に、女性が働くことに、理解・協力を得られるよう啓発活動を推進するとともに、子育て期の女性や男性に対しての情報提供や講座を開催します。	各担当課 (人権施策課)
事業所などに対する育児・介護休業法の周知	職業生活と家庭生活の両立のために、関係機関との連携を強化し、事業所などに対し育児・介護休業法の周知を図り、取得に向けた啓発を進めます。	商工振興課
育児・介護休暇制度の周知と取得促進	仕事と育児・介護の両立を可能にするため、育児・介護休業法の周知と取得の促進を図ります。	人事課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の防止・早期発見・早期対応・支援活動など総合的な取り組みを推進するための、保健・医療・福祉・教育・警察等で組織するネットワーク組織です。今後も要保護児童対策地域協議会の取り組みを継続し、児童虐待防止に対する市民の意識向上のための啓発や関係機関の連携による支援の強化を行います。	こども未来課
児童虐待相談	児童虐待の通告や相談の受理と相談対応を行います。要保護児童及び要支援児童、特定妊婦の支援において、子どもの安全を第1に考え、関係機関と連携を図り子どもと家庭の支援を行っていきます。	こども未来課
母子生活支援施設入所	母子家庭等において、様々な事情から子どもの養育が十分できない場合、母子生活支援施設へ子どもと一緒に入所し、生活の安定を図り自立への支援を行います。	こども未来課
助産施設入所	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦を指定助産施設で出産できるようにします。	こども未来課
母子家庭などの生活支援の充実	母子家庭などの生活支援として子育て短期支援事業、保育所・学童保育所の入所に関しての配慮を今後も継続して実施するとともに、児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金事業としての高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業などの制度の周知に努めていきます。また、母子自立支援員の配置を検討します。	児童福祉課 こども未来課
障害児通園施設の充実	クローバー学園において、心身に発達遅れのある就学前の幼児とその保護者に遊びや訓練を通して家庭生活、日常生活などの指導・助言を行うことで、成長・発達を促します。	社会福祉課
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害者で、常時介護を必要とする人に障害児福祉手当を支給します。(障がい程度の認定及び所得制限あり)	社会福祉課
特別児童扶養手当	身体や精神に障がいのある児童を家庭で養育している保	児童福祉課

	<p>護者に、児童の福祉の増進を図るため一定額を支給します。（受給資格条件あり）</p>	
<p>ハロー・ワーク、学校などとの連携促進</p>	<p>就職難などによるフリーターの増加に対応して、ハロー・ワークや学校などとの連携を促進し、個性にあった職探しの支援を充実するとともに、障がい者の就業機会の拡大に向けて、ハロー・ワークや学校などとの連携を強化していきます。</p>	<p>社会福祉課 学校教育課 商工振興課</p>
<p>障がい者の雇用の促進</p>	<p>障がい者の就業機会の拡大に向けて、事業所に対する雇用促進の啓発や関連機関との連携の強化を図ります。また、福祉的な作業場の整備促進及び作業訓練などの充実を図っていきます。</p>	<p>各関係機関 （社会福祉課）</p>



## 第7章 量の見込みと確保方策

### ●量の見込みと確保方策を設定する趣旨

子ども・子育て支援法において、各年度における教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容について、計画に記載する必要があると定められています。

量の見込みについては、ニーズ調査で得られた各種データを利用し、国が示す「量の見込みの算出のための手引き」に沿って算出しましたが、一部、これまでの実績や今後の人口推計を勘案して見込みの調整を行いました。その算出結果をもとに確保方策を検討して、各事業の量の見込みと確保方策を設定しました。

### 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」と言う。）を定める必要があるとしています。

本市では、認定区分ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（国が定める13事業のうち区域設定の必要な11事業）の提供区域について、第1期計画と同様に、市全域を教育・保育提供区域（1区域）と設定します。

### 2. 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

(ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

現在、市内には幼稚園が9か所（公立5、私立4）、認定こども園は1か所（私立1）あります。引き続き、1号認定の子どものための施設の確保と教育内容の充実に取り組みます。

◆確保方策については、次に示す（イ）2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）と合わせた数値を記載しています。

（単位：人）

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）	398	374	359	342	346
確保方策	1,153	1,153	1,153	1,153	1,153
（参考）第1期計画の中 の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	410	404	460	394	370

※実績値は各年度5月1日時点の数値です。

(イ) 2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）

2号認定における幼稚園の利用希望は、実際は1号認定の扱いとなりますが、教育ニーズのある家庭としてとらえられます。その定員は定めていないため、(ア)1号認定の確保方策で満たすものとして計上しています。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）	132	124	119	113	114
確保方策	1号認定で確保				
（参考）第1期計画の中 の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	192	188	153	169	144

※実績値は各年度5月1日時点の数値です。

(ウ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

現在、市内には保育所は8か所（公立4、私立2、地域型保育2）、認定こども園は1か所（私立1）あります。本市の子どもの人口は減少傾向にあるため、今後の見込みも減少が予想されていますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）	648	609	584	557	562
確保方策	910	910	910	910	910
（参考）第1期計画中的 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	770	743	676	687	702

※実績値は各年度3月1日時点の数値です(令和元年度は7月1日時点)。

(エ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）

国の定めにより、0歳と1～2歳の区分で量の見込みと確保方策を検討しています。2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

（単位：人）

3号認定（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）		137	133	129	126	122
確保方策	保育所 認定こども園	164	164	164	164	164
	地域型保育事業	7	7	7	7	7
（参考） 第1期 計画中的 実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	保育所 認定こども園	157	130	138	123	68
	地域型保育事業	0	7	7	9	4

※実績値は各年度3月1日時点の数値です(令和元年度は7月1日時点)。

(単位：人)

3号認定（1～2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）		363	374	361	351	341
確保方策	保育所 認定子ども園	467	467	467	467	467
	地域型保育事業	16	16	16	16	16
（参考）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1期 計画 中の 実績値	保育所 認定こども園	407	399	408	409	381
	地域型保育事業	0	16	16	15	18

※実績値は各年度3月1日時点の数値です(令和元年度は7月1日時点)。

3号認定の表（0歳、1～2歳とも）の確保方策の欄には、施設に設定された定員数を計上していますが、近年は保育士不足により、この数値とおりの児童を受け入れることができない状況が続いています。引き続き保育士の確保に努め、待機児童の減少を目指します。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の实情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の13事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## (1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。

引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：か所)

基本型・特定型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	2	2	2	2	2
(参考) 第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	1	1	1	1	1

(単位：か所)

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	1	1	1	1

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数などの実施形態を満たす必要があります。

今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14,313	14,457	13,988	13,610	13,206
確保方策	20,832	20,863	20,248	19,673	19,071
(参考) 第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	10,720	13,982	13,666	13,625	15,300

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象人数（人）	560	560	560	560	560
	健診回数（回）	4,365	4,365	4,365	4,365	4,365
（参考） 第1期計画 中の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	対象人数（人）	702	632	583	588	570
	健診回数（回）	5,455	5,019	4,580	4,664	4,600

※実績値は各年度末時点の数値です。（令和元年度は見込み値）

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		364	354	344	335	324
（参考）第1期計画 中の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		424	411	353	360	360

※実績値は各年度末時点の数値です。（令和元年度は見込み値）

## (5) 養育支援訪問事業

育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

すべての子どもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6	6	6	6	6
確保方策	6	6	6	6	6
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	10	15	11	6	6

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

## (6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童福祉施設(乳児院等)で子どもを預かる事業です。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事などにより平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、夕食、入浴の世話などを行う事業です。

(単位：人日)

ショートステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	70	70	70	70	70
確保方策	80	80	80	80	80
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	24	12	58	64	45

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(単位：人日)

トワイライトステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	100	100	100	100
確保方策	110	110	110	110	110
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	416	289	190	111	105

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)



## (7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人からなる地域での子育てを相互援助する会員組織です。

ここでは国の定めにより、就学児を対象とした量の見込みと確保方策を検討しています。引き続き、当該事業の趣旨と目的が周知され、事業の利用が拡大するように取り組んでいきます。

(単位：人日)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	500	500	500	500	500
確保方策	837	820	806	803	756
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	157	227	383	400

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(単位：人日)

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	250	250	250	250	250
確保方策	454	442	433	421	412
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	89	82	158	170

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

## (8) 一時預かり事業

国の定めにより、①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と、②幼稚園における預かり保育以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

いずれの事業も今後しばらくは需要の高まりが予想されているため、子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

### ①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	37,478	35,248	33,771	32,236	32,525
確保方策	38,198	36,088	34,611	33,076	33,365
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	25,868	26,113	31,098	26,676	26,096

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

### ②幼稚園における預かり保育以外の一時預かり

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、つどいの広場、ドレミの広場、認定こども園などにおいて、一時的な預かりを行う事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	814	806	778	753	739
確保方策	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	222	129	393	307	540

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

## (9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。

共働き家庭・ひとり親家庭などの保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	319	310	299	288	285
確保方策	370	370	370	370	370
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	345	266	363	343	350

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

## (10) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、保育所等の専用スペースで保育を行う事業です。

桜井市では、済生会中和病院において実施しています。実績値は増加傾向にありますが、引き続き、当該事業のニーズに応えられるよう適切な運営に努めます。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	252	245	235	227	225
確保方策	780	780	780	780	780
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	126	211	157	196	170

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供し、健全育成を図る事業です。

共働き世帯やひとり親家庭のいわゆる「小1の壁」の打破を含む保育の充実と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、学童保育所の確保及び内容の拡充に努めていきます。

(単位：人)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	520	511	502	501	471
確保方策	530	530	530	530	530
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	390	431	478	514	490

※実績値は各年度の平均値です。

(単位：人)

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	115	112	110	107	105
確保方策	120	120	120	120	120
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	60	52	79	81	107

※実績値は各年度の平均値です。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭の子どもや多子家庭に対し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費などの費用の一部を補助する事業です。

桜井市では、令和元年10月から開始されている低所得者に対する新制度幼稚園、保育所、認定こども園の副食費免除の制度に準じ、新制度未移行幼稚園を利用する施設等利用給付認定保護者に対しても、副食費免除を実施しています。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制構築の支援を行う事業です。

桜井市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。

## 第8章 計画の推進体制

### 1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

### 2. 庁内体制の整備

子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制を構築し、様々な子育て支援に積極的に取り組みます。

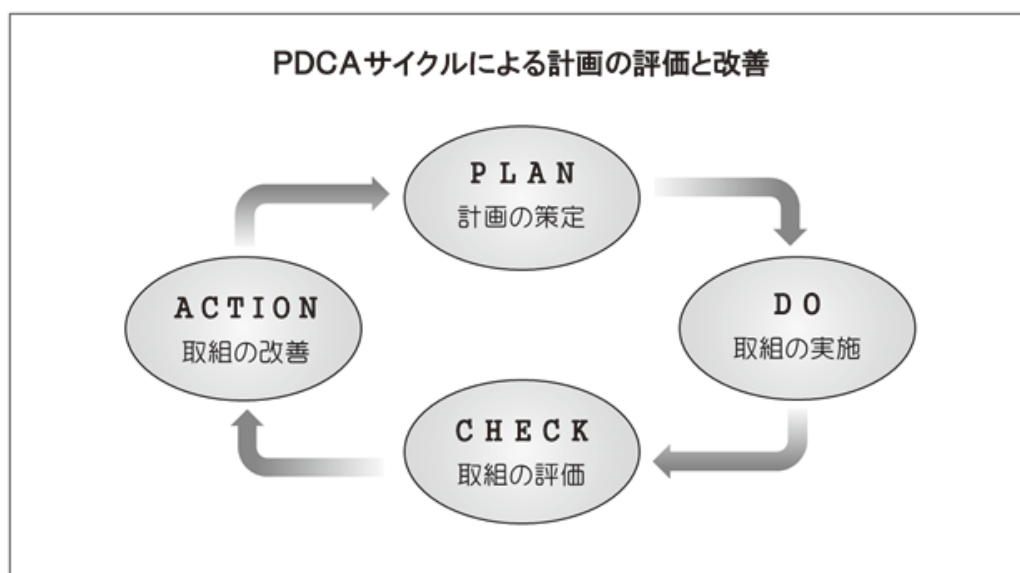
### 3. 地域における取組や活動の連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体などの子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

### 4. PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげるものとします。



## 1. 桜井市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、桜井市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 名以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議における議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第 6 条 会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(作業部会)

第 7 条 会議は、専門の事項を研究するため必要があるときは、作業部会を設けることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(桜井市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 桜井市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月桜井市条例第12号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略



## 2. 桜井市子ども・子育て会議 委員名簿

区分	所属	役職	委員氏名
学識経験者	桜井市要保護児童対策地域協議会	会長	岡本 和美 ◎
	畿央大学教育学部	教授	粕井 みづほ ○
	元奈良学園大学奈良文化女子短期大学部 非常勤講師		米田 紀子
子ども関係団体に属する	ドリーム保育園	代表	菖蒲 良子
	NPO法人 おひさまひろば	代表	太地 久恵
教育関係者	桜井市立小中学校長会 (安倍小学校長)	会長	若田 仁
	桜井市立幼稚園長会 (桜井南幼稚園長)	会長	森 和美
	私立幼稚園 (畿央幼稚園長)		宮本 忠史
	社会教育委員		西森 明美
保育関係者	桜井市立保育所長会代表 (第2保育所長)		天野 家世
	私立保育所 (飛鳥学院理事長)		河村 喜太郎
子どもの保護者	桜井市立幼小中学校PTA協議会 (桜井中学校PTA会長)	会長	清水 恭子
	桜井市立保育所保護者会 (第5保育所保護者会長)	代表	山口 悦史
公募市民	公募市民		山口 由加

※ ( ) 内は現在の委員の所属

◎子ども・子育て会議会長 ○子ども・子育て会議副会長

### 3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
平成 31 年	3 月 13 日	第 13 回桜井市子ども・子育て会議 ・子育て支援に関するニーズ調査について
	3 月 27 日～ 4 月 12 日	「子育て支援に関するニーズ調査」の実施
令和元年	7 月 26 日	第 14 回桜井市子ども・子育て会議 ・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ・第 2 期計画の策定について
	11 月 8 日	第 15 回桜井市子ども・子育て会議 ・第 2 期計画素案の検討
	12 月 25 日～ 1 月 27 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年	2 月 28 日	第 16 回桜井市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果 ・第 2 期計画最終案の検討

※上記の表中、「第 16 回桜井市子ども・子育て会議」（令和 2 年 2 月 28 日）については、新型コロナウイルス対策として感染の防止に努めるため、やむを得ず開催を取りやめ、後日、委員各位に書類による報告並びに審議を実施しました。

## 第2期桜井市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

企画・編集 桜井市 福祉保険部 児童福祉課





